No.41(2022)

中国支部報



（砂鉄採取跡地を造成した水田：島根県奥出雲町）

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会中国支部

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

倫　理　綱　領

一般社団法人日本補償コンサルタント協会は、公共事業の有する意義並びに地域社会及び個人に及ぼす影響の重要性に鑑み、会員がその専門的知識と経験を活用して、諸権利の調整並びに補償の適正な実現に資し、もって公共事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与することが補償コンサルタントとしての使命であり、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言し、ここに会員の総意に基づいて倫理綱領を定め、会員がこれを遵守して、良心に従い誠実に職務を遂行することを誓うものである。

１．資質の向上と品位の保持

会員は、社会の進展と複雑多様化する補償業務に対処するため、常に知識技能を研鑽し、専門職業家としての資質の向上と、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

２．公正の維持

会員は、補償コンサルタントの公共性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

３．守秘義務

会員は、業務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りでない。

４．不当競争の禁止

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

５．相互協力

会員は、業務の遂行にあたり、必要のあるときは、会員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるように努めなければならない。

６．法律等の遵守、名誉保持の義務

会員は、法令、本会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接であると間接であるとを問わず、自己又は他の会員若しくは協会の名誉又は信用を傷付けるような行為をしてはならない。

（第４回通常総会決議）

たたら製鉄から持続可能な農業へ　奥出雲の景観

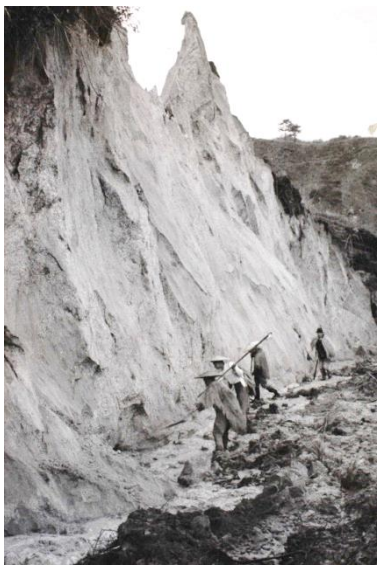


奥出雲町では、伝統的製鉄技術を継承するため、現在も、たたら製鉄の操業が続けられている。



奥出雲町を代表する特産品である「仁多米」は、西日本を代表するブランド米と言われる。

島根県の山間部に位置する奥出雲町は農林業の盛んなまちで、稲作を中心に和牛や椎茸といった他の農産物を組み合わせた複合的な生産が行われています。代表的な農産物であるお米は「仁多米」と呼ばれており、米・食味鑑定士協会が主催する『米・食味分析鑑定コンクール・国際大会』において、２０２１年度までに計１１回の「金賞」を受賞し、全国２例目となる「ワールド・ライス・アワード・ゴールド１０」に認定されるなど、食味の良さで高く評価されています。



山を崩して製鉄に必要な砂鉄を採取し、その跡地を農地に造成した

おいしい農産物を育む農地の形成には、かつて地域の一大産業であった「たたら製鉄」が深く関係しています。たたら製鉄は、古代から行われてきた日本独自の製鉄技術のことで、現在では日本で唯一、奥出雲町だけで伝統的な技術や材料による操業が継承されています。

奥出雲町では、歴史的に、たたら製鉄の原料となる砂鉄を採取した鉱山跡地を計画的に耕地に造成し、製鉄の製品や原料を運搬した牛馬の排泄物を再利用した肥料で土づくりを行い、土地資源が限られた山間部において農業生産力を向上させてきました。現在でも和牛の排泄物を再利用した土づくりを行っており、伝統的な資源循環型農業の知恵を継承しています。



砂鉄採取跡地を造成した水田。砂鉄採取の際に、墓地などの大切な場所を削り残した小山「鉄穴残丘」が点在している。

鉱工業と農業を組み合わせた農村開発によって、持続可能な農業を営んできた奥出雲町の先人の知恵は、持続可能な社会の形成に向けて、世界的な課題にも貢献しうると評価され、現在は、日本政府の承認を経て国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産へ申請中です。

資料提供して頂きました奥出雲町農業振興課の宍戸様には紙面をもってお礼申し上げます。

島根県部会　会長　陶山　勤（山陰開発コンサルタント株式会社）

目　次

巻頭言

「令和４年度のはじまりにあたって」
中国地方整備局　用地部長　中　野　英　樹 1

「令和４年度に向かって」
広島県土木建築局　用地課長　藤　本　克　樹 2

「令和４年度を迎えて」
山口県土木建築部　監理課長　藤　井　将　志 3

「令和４年度 支部長挨拶」
（一社）日本補償コンサルタント協会
中国支部長　岸　本　浩 4

総会報告 5

事業報告 11

意見交換会 21

随　想

「人生迷路」
(株)開発コンサルタント　代表取締役 上　田　順　孝 64

「雑感（時代の流れ）」
(株)なんば技研　代表取締役 難　波　龍　也 66

◆補償業務管理士試験合格体験談
ダイホーコンサルタント（株）　江　澤　美　佳 68
西谷技術コンサルタント（株）　松　浦　祐　紀 69

会員の動向 70

支部だより 71



令和４年度の始まりにあたって

国土交通省中国地方整備局
用地部長　中 野　英 樹

令和４年度のはじまりにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の皆様におかれましては、平素より補償に関する調査・研究、補償コンサルタント業務に従事される方々の資質の向上等に真摯に取り組んでおられることに敬意を表すとともに、公共用地の取得業務について多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和４年度国土交通省関係予算においては、「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を３本柱として、令和３年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図ることとしております。

とりわけ、気候変動の影響により近年頻発化・激甚化する風水害や切迫する地震災害等から国民の生命と財産を守るために「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を計画的に進めます。

中国地方整備局におきまして、河川関係では、水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するため、事前防災対策を計画的に実施するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり等の流域治水関連法を活用した取り組み等を本格的に実践してまいります。

道路関係では、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を図るため、大きなストック効果の発現が見込まれる道路整備に重点投資するなど、計画的な事業実施に引き続き取り組んでまいります。

このような政策目標の実現のために、長引く新型コロナウイルス禍の下、また様々な社会情勢の変化の中で、用地取得の現場ではこれまで以上に、計画的かつ迅速な用地取得の実施に日々取り組んでいく必要があります。事業の円滑かつ着実な執行、事業効果の早期発現を図るためには、補償業務の専門家である補償コンサルタントの皆様の知識、技術力が必要不可欠であります。

また、所有者不明土地問題は、人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行しており、今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれることから、その「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」が喫緊の課題となっており、これらに必要な措置を講じた「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が先般、閣議決定されました。法律案が成立、施行されますと、「中国地区所有者不明土地等連携協議会」の担う活動等が拡がることが想定されます。

そうした中、地方公共団体の支援を着実に実施するためにも、多くの知識、技術力を有する補償業務の専門家である補償コンサルタントの皆様のお力添えは欠かせないものと考えております。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会におかれましては、用地補償に関する研修会を積極的に開催されるなど、用地補償全般にわたる総合的な知識を有する優秀な人材の育成に取り組まれており、今後とも皆様方のご支援、ご協力をいただきながら社会資本の整備を進めていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、日本補償コンサルタント協会中国支部の益々のご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



令和４年度に向かって

広島県土木建築局
用地課長　藤 本　克 樹

令和４年度の始まりに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の皆様におかれましては、日頃から広島県の公共事業の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、広島県では，令和２年 10 月に策定した「安心▹誇り▹挑戦 ひろしまビジョン」において、概ね 30 年後の本県のあるべき姿を構想した上で、10 年後（ 2030 年）の目指す姿を示しています。

同ビジョンでは、「県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています～仕事も暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～」を目指す姿として掲げて、「県民の挑戦を後押し」することと、「地域の特性を生かした適散･適集な地域づくり」に取り組むこととしています。

令和４年度は、 第一に、 新型コロナウイルス感染症への対応、 第二に、社会と経済の発展的な回復、第三に、新型コロナウイルス感染症や社会環境の変化、頻発する災害などを通じて顕在化した構造的課題への対応に注力し、「安心▹誇り▹挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」において設定したＫＰＩの着実な達成に向けて、特に重点的に取り組む施策等を推進していきます。

また、これらの施策・取組を貫く視点として、デジタルトランスフォーメーションの推進やひろしまブランドの価値向上、生涯にわたる人材育成を図ることによって、それぞれの取組を加速していきます。

これらの基本的な考え方に基づく令和４年度の主要施策のうち、土木建築行政に係る施策に、「激甚化・頻発化する気象災害等への対応」がありますが、これには、「ハード対策等による事前防災の推進」、「きめ細かな災害リスク情報の提供」及び「災害に強い都市構造の形成」の取組があります。

これらのうち、公共事業用地の取得に係る取組は、「ハード対策等による事前防災の推進」となり、具体的には、平成 30 年７月豪雨や令和３年７月・８月豪雨等による被災地の早期の復旧・復興のため、公共土木施設の災害復旧などの災害関連工事や、再度災害防止に向けた河川改良復旧事業及び砂防激甚災害対策特別緊急事業等に全力で取り組んでいきます。

また、激甚化する気象災害や巨大地震から人命を守り、社会経済活動への影響を最小限とするため、社会資本未来プラン及び事業別整備計画等に基づき、市街地や住宅地における浸水被害を軽減するための治水対策や、防災拠点などの災害時に重要となる施設を保全する土砂災害対策、緊急輸送道路の橋梁耐震補強や法面対策など，より効果的かつ効率的な防災施設整備による事前防災を着実に推進していきます。

これらの施策・取組においては、迅速な公共事業用地の取得が重要となりますが、住民の権利意識の高揚や価値観の多様化に加えて、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化等により、様々な課題に直面している状況があります。

これらの課題を解決していくためには、貴協会の皆様の高度かつ専門的な知識や豊富な経験が必要不可欠と考えておりますので、今後とも、一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



令和４年度を迎えて

山口県土木建築部
監理課長　藤 井　将 志

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様におかれましては、平素より、本県の土木行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民の安心・安全な暮らしが脅かされ､社会経済も大きな打撃を受けています。しかし、いまだ収束の見通しは立っておらず、今後も引き続き、感染対策を徹底しながら、社会経済活動を維持・回復していく必要があると考えています。

一方で、このたびのコロナ禍は、私たちの意識や行動、価値観に大きな変化をもたらしました。新しい働き方やライフスタイルの選択など、感染対策と日常生活を両立するうえで必要不可欠となっているのが、社会全体のデジタル化です。

国においては、成長戦略の柱に「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地域の個性を活かした地方活性化を目指すとしており、本県においても、国の政策と連携を図りながら、昨年１１月に開設した「やまぐちＤＸ推進拠点」を核として、県政のあらゆる分野でデジタル改革を強力に、スピード感を持って推進し、活力みなぎる山口県の実現に向けた産業維新・大交流維新・生活維新の「３つの維新」をさらに進化させていくこととしています。

こうした中、土木建築部においては、建設分野における情報通信技術の活用の促進に係る施策の総合企画及び調整を行うため、今年度新たに「建設ＤＸ推進班」を設置し、建設分野におけるＤＸを力強く推進することとしています。

さらに、頻発化・激甚化している自然災害から県民の皆様の命と暮らしを守るため、国の「５か年加速化対策」も活用しながら、ハード・ソフト面から、防災・減災、国土強靭化の取組も引き続き強力に進めているところです。

申し上げるまでもなく、これらの公共事業を推進するために、用地取得業務は必要不可欠なものであるとともに、事業効果の早期発現の重要な鍵を握っております。

また、今日の補償業務は、権利関係や補償内容の複雑化、特殊な補償案件の増加等、より高度で専門的な知識なしでは適切な業務を遂行することが難しい状況になっております。

こうしたことからも、貴協会がこれまで蓄積されてこられた高度な専門的知識やノウハウ等は、補償業務の推進にますます欠かすことのできないものとなっています。

今後とも、公共事業の円滑な推進を図っていくため、貴協会の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍をお祈り申し上げ、巻頭の御挨拶とさせていただきます。



令和４年度　支部長挨拶

(一社)日本補償コンサルタント協会
中国支部長　岸 本　　浩

令和４年度中国支部報の発行にあたり一言御挨拶を申し上げます。

中国地区用地対策連絡会並びに起業者の皆様には平素より当支部及び会員に対し格別のご指導、ご鞭撻を賜っており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウィルス感染の影響が出始めて３年目に入りましたが、ワクチンや治療薬の開発により、少しずつではありますが、明るい光が見えますが、今なお油断できない状況が続きます。

そういう中でも自然災害は容赦なく頻発しています。昨年７月の豪雨災害では熱海の土砂災害が発生しましたし、鳥取県国府川の氾濫もありました。また、江の川流域の浸水被害など全国で起きている自然災害の復旧・復興等に対しては、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会と連携しながら支援等を行っており、その活動に対して各起業者から協会・会員への信頼や期待は益々高まっているところと自負しております。

一方政府が閣議決定した「防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策」は２年目を迎え、インフラ老朽化対策、高規格道路のミッシングリンクの改善、流域治水の推進などを盛り込んだ事業が開始され、用地補償業務の事業量が増大することへの期待も高まるところです。

しかし中国地方においては、新規の事業が少ないため引き続き補償コンサルタント業をとり巻く環境改善の取り組みが必要と考えます。

いま業界では「働き方改革」による業務の改善に、より一層の効率化が求められる中で、各起業者から専門的知識と経験を有する我々補償コンサルタント協会に寄せられる信頼や期待に応えるべく、さらに高度な専門知識の習得に励み、多種多様な業務内容にも対応できる補償技術者の育成と担い手の確保のため、支部・県部会が一体となって、以下の事業を実施してまいりたいと思います。

第１に、業務に必要な技術力と資質の維持・向上を図る補償コンサルタントＣＰＤの目的に沿った研修、講習会や研究会を実施するとともに、補償業務の中にも新技術の導入を検討するなど、研鑽に努めてまいりたいと思います。

第２に、次世代の担い手確保と育成のためにも、職場環境の向上と改善は喫緊の課題であり、各起業者との意見交換の場を通じて、入札制度や歩掛の改訂、適正工期の設定をはじめとする諸課題に対して要望してまいります。

第３に、基準や要領の改訂をはじめ、補償金算定標準書ＤＶＤ版の配布や補償業務に関連する最新の情報をいち早く入手し、会員へ周知してまいります。

第４に、補償コンサルタント業務の現場から得られるノウハウの蓄積等から、国土交通省をはじめとする各起業者へ報告や提言をしてまいりたいと思います。

また、全国的な社会問題として取り組んでいる、中国地区所有者不明土地等連携協議会へも積極的に参加し、貢献していきたいと思います。

補償コンサルタントに求められる期待に応えるためにも、協会を挙げて取り組んで参りますので関係機関や会員の皆様には、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

人と地球と環境と…。

株式会社 広洋コンサルタント

代表取締役　　岸　本　　浩

本　　社 / 〒683-0005　米子市中島2丁目1番60号
TEL　(0859) 22-5501　㈹
FAX　(0859) 32-2905

広島支社 / 〒732-0029　広島市東区福田2丁目4221
TEL　(082) 883-0410　㈹
FAX　(082) 883-0411

島根支社/岡山支店/山口支店/鳥取営業所/境港営業所

URL ： http://koyo-ct.co.jp/

ASAHIC.

未来へ引き継ぐ
優しい環境づくり

建設コンサルタント
アサヒコンサルタント株式会社

代表取締役社長　澤　克生

補償コンサルタント業
登録部門
土地調査/土地評価/物件/機械工作物/営業･特殊補償/事業損失/補償関連

〔本　社〕鳥取県鳥取市千代水4丁目28番地
TEL：0857-28-5191　URL：http://www.asahic.co.jp/

〔支　社〕倉吉支社/米子支社/兵庫支社/豊岡支社

〔営業所〕境港営業所/神戸営業所/京都営業所

第４５回支部通常総会報告

令和４年５月１７(火)１３時３０分からメルパルク広島において、中国支部第４５回通常総会が開催されました。



岸本支部長挨拶

本年度も、新型コロナウィルス感染拡大の影響で行政機関や協会本部からのご来賓臨席を自粛し、コンパクトに実施しました。

議長には、(株)泉コンサルタントの上山隆寿様を選任し、令和３年度の事業報告、決算報告の審議を経て、役員の選任、令和４年度の事業計画、予算の報告を行い、全ての議案を承認の上、議事を無事終了しました。



議長　㈱泉コンサルタント上山様

◇新規入会会員







左上：㈱せとうち設計
代表取締役　藤井 勝彦　様
岡山県部会

上　：鵬技術コンサルタント㈱
代表取締役　岩山 竜也　様
鳥取県部会

左　：㈱サイカイコンサルタント
代表取締役会長 山本 康弘　様
岡山県部会

◇新任支部役員



新任幹事　島建コンサルタント㈱
代表取締役　多久和　豊　様



新任監事　㈱ウエスコ
理事　植月 芳勝　様

支部長挨拶



中国支部第４５回　通常総会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、また新型コロナウィルスの感染が未だなお収まらない大変な状況の中で、本総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

この総会にも本来なら、協会本部会長や国、県及び広島市からご来賓のご臨席を頂きながら盛大に開催すべきところですが、縮小・自粛させて頂いておりますことを、まずはご承知おき頂きたいと思います。また、この一年間、当協会の活動に対して、皆様方のご理解とご協力を賜りましたことを、この場をお借りして感謝申し上げます。

新型コロナウィルス感染の影響が出始めて３年目に入りましたが、ワクチンや治療薬の開発により、４月末の感染者減少により明るい光が見えたかのように感じていましたが、連休後に少し残念な結果となっているところです。

ただ、政府は経済を止めないという方向に舵を切ったことは間違いないところで、我々は今後もルールとマナーを守っていくことが重要であることを再認識して参りたいところです。

今、ロシアがウクライナに侵攻している状況に触れなくてはならないところですが、私たちは常に平和を願いながらも、言葉は悪いですが『平和ボケ』しているところがあり、他国のことと考えずに自国のことに置き換えて考える必要があるのではないでしょうか。この夏に行われる参議院選挙では、これらのことを考える良い機会ではないでしょうか。

そいう中でも自然災害は容赦なく頻発しています。昨年７月の豪雨災害では熱海の土砂災害が発生しましたし鳥取県国府川の氾濫もありました。また、江の川流域の浸水被害など全国で起きている自然災害の復旧・復興等に対しては、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会と連携しながら支援を行っており、その活動に対して各起業者から協会・会員への信頼や期待は益々高まっているところと自負しております。

一方政府が閣議決定した「防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策」は２年目を迎え、インフラ老朽化対策、高規格道路のミッシングリンクの改善、流域治水の推進などを盛り込んだ事業が開始され、用地補償業務の事業量が増大することへの期待も高まるところです。

しかし中国地方においては、新規の事業が少ないため引き続き補償コンサルタント業をとり巻く環境改善の取り組みが必要と考えます。

いま業界では「働き方改革」による業務の改善により一層の効率化が求められる中で、各起業者から専門的知識と経験を有する我々補償コンサルタント協会に寄せられる信頼や期待に応えるべく、さらに高度な専門知識の習得に励み、多種多様な業務内容にも対応できる補償技術者の育成と若い担い手の確保のため、支部・県部会が一体となって、以下の事業を実

施してまいりたいと思います。

第１に、業務に必要な技術力と資質の維持・向上を図る補償コンサルタントＣＰＤの目的に沿った研修、講習会や研究会を実施するとともに、補償業務の中にも新技術の導入を検討するなど、研鑽に努めてまいりたいと思います。

第２に、次世代の担い手確保と育成のためにも、職場環境の向上と改善は喫緊の課題であり、各起業者との意見交換の場を通じて、入札制度や歩掛の改訂、適正工期の設定をはじめとする諸課題に対して要望してまいります。

第３に、基準や要領の改訂をはじめ、補償金算定標準書ＤＶＤ版の配布や補償業務に関連する最新の情報をいち早く入手し、会員へ周知してまいります。

第４に、補償コンサルタント業務の現場から得られるノウハウの蓄積等から、国土交通省をはじめとする各起業者へ報告や提言をしてまいりたいと思います。

また、全国的な社会問題として取り組んでいる、中国地区所有者不明土地等連携協議会へも積極的に参加し、貢献していきたいと思います。

協会としては色々な課題が山積しているところですが、うれしいニュースもあります。

一昨年から新しい会員が増えました。後ほど、ご紹介させて頂く予定ですが、令和２年度に入会された、岡山市中区にあります、株式会社せとうち設計様、令和３年度に入会された、鳥取県倉吉市にあります、鵬技術コンサルタント株式会社様、岡山市北区にあります、株式会社サイカイコンサルタント様です。

新会員が増え、心強く思っております。

いずれにしても、補償コンサルタントに求められる期待に応えるためにも、協会を挙げて、一致団結して取り組んで参りますので関係機関や会員の皆様には、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

いささか簡単ではありますが、総会開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

令和４年５月１７日

（一社）日本補償コンサルタント協会
中国支部長　　岸　本　　浩



ご 挨 拶

中国支部の第四十五回通常総会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、一昨年来、引き続きコロナ禍にあり、我が国においても依然として感染者数は高止まりしており今後も予断を許さない状況にあります。つきましては、当協会の各種会合についても感染防止対策を講じてできるだけ参加人員を絞っての開催となりますこと、まずはご理解を賜りたく存じます。

さて、今年度の国土交通省の公共事業関係費は、五兆二千四百八十億円が計上されており、これに令和三年度補正予算での一兆五千七百六億円を含めると六兆八千百八十六億円の規模となっております。

また、令和二年十二月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための五カ年加速化対策」において、令和三年度から令和七年度までの五カ年に追加的に必要となる事業規模は、政府全体で概ね十五兆円程度を目途とされており、重点的かつ集中的に対策を講ずることとされています。今後において用地補償関係も、引き続き、一定の事業量が見込めるのではないかと期待されます。

ところで、昨年も七月の豪雨など、毎年のように大きな災害に見舞われ、また、最近では三月に宮城県、福島県において震度６強を観測する地震が発生し、大きな被害が出ております。今後も、こうした多発する自然災害に当たって、会員の皆様が災害応急対策事業等においてご活躍されることは、補償コンサルタントの「国土の守り手」としての存在意義を存分に示すこととなるものであります。

会員の皆様のご努力に敬意を表するとともに、復興　支援協会と連携して実施する復興支援業務につきまして、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、国の重要施策である所有者不明土地対策についてでありますが、所有者不明土地対策法の改正が行われました。本改正には、地域福利増進事業の対象拡充、土地等の使用権の期間延長、対象土地の拡充などが盛り込まれています。このほか市町村において所有者不明土地対策計画や対策協議会の設置が可能となるなど、今後市町村の用地関係業務の支援が課題となって参ります。

また、従来の所有者不明土地連携協議会の活動内容を用地業務、地籍調査等の土地政策全般に拡充することとされました。当協会もこうした動きに呼応し、協議会の活動などを通じて市町村をはじめとする地方公共団体への浸透を図って参りたいと存じます。

このような様々な動きに対応していくためには、なんと申しましても技術力をより一層磨いていくことが肝要であり、不断の研鑽によりその向上を図ることが求められるところであります。

当協会と致しましても、今後とも技術力の向上や、担い手の確保・育成、働き方改革などの諸課題に向けて会員の皆様とともに力を合わせて前進して参りたいと存じます。

むすびに、中国支部及び会員の皆様方の今後のさらなるご活躍、ご発展を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

令和４年５月１７日

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会

会　長　　坂　田　隆　史

支　部　役　員　名　簿　（令和６年５月まで継続）

役 職 名	担　当	氏　　名	備　　考	県 別
支 部 長	理　事	岸 本　　浩	(株)広洋コンサルタント 代表取締役	鳥 取
副支部長	企画・広報	陶 山　　勤	山陰開発コンサルタント(株)代表取締役	島 根
〃	総　務	天 田　　章	(株)進栄コンサルタント 代表取締役	広 島
幹　事	研　修	澤　　克 生	アサヒコンサルタント(株) 代表取締役	鳥 取
〃	－	多久和　　豊	島建コンサルタント（株）代表取締役	島 根
〃	固定資産	難 波　龍 也	(株)なんば技研　代表取締役	岡 山
〃	補償業務	高 野　栄 一	建築技術設計(株) 代表取締役	広 島
〃	－	蔵 重　茂 彦	(株)栗林設計 取締役	山 口
監　事	－	古 川　孝 雄	(株)古川コンサルタント 代表取締役	島 根
〃	－	植 月　芳 勝	(株)ウエスコ　理事	岡 山

令和３年度　支部事業報告

1.　研修会、試験、講習会等の実施

（１）令和３年度　補償金算定標準書の概要説明等研修会

日　時　　令和３年６月１０日(木)
場　所　　広島商工会議所　大会議室
参加者　　４２社　６５名
内　容　　1）令和３年度補償金算定標準書の改正点について
　　2）令和３年度基準改正の概要（営業補償調査算定要領の制定について）

講　師　　国土交通省 中国地方整備局
　　用地部 用地企画課
　　支援係長　　畠山　拓也　　氏
　　用地部 用地補償課
　　補償基準係長　　磯部　裕子　　氏





（２）支部実務研修会

日　時　　令和４年１月１２日(水)
場　所　　ＷＥＢ会議方式
参加者　　１０社　１２名
内　容　　「建物移転補償の実務について」

資料監修　　国土交通省　中国地方整備局
　　用地部 用地対策課
　　課長補佐　　日浦　茂雄　氏

日　時　　令和４年２月２５日(金)
方　法　　ＷＥＢ会議方式
参加者　　４２社　９５名
内　容　　1)「建物移転補償の実務について」
　　2)「営業補償について」

資料監修　国土交通省　中国地方整備局
　　用地部 用地対策課
　　課長補佐　　日浦　茂雄　氏
　　用地部 用地補償課
　　補償基準係長　　磯部　裕子　氏

日　時　　令和４年３月１７日(木)
方　法　　ＷＥＢ会議方式
参加者　　１３社　２３名
内　容　　1)「建物移転補償の実務について」
　　2)「営業補償について」

資料監修　国土交通省　中国地方整備局
　　用地部 用地対策課
　　課長補佐　　日浦　茂雄　氏
　　用地部 用地補償課
　　補償基準係長　　磯部　裕子　氏

（３）各県部会共催研修会

広島県部会と共催
日　時　　令和３年１１月５日(金)
場　所　　広島県立総合体育館　グリーンアリーナ大会議室
参加者　　３７社　５６名

内　容　　1）公共補償
　　2）配偶者居住権と
　　移転雑費について

講　師　（株）進栄コンサルタント
　　広島支店　支店長
　　佐々木　史郎　氏



島根県部会と共催

日　時　　令和３年　１１月２２日(月)
場　所　　出雲建設会館
参加者　　２５社　３８名
内　容　　1) 建物損害補償の手引き- 補償業務のながれ -
　　2) 移転建物等の石綿含有塗材等について

講　師　　(株) 進栄コンサルタント
　　広島支店　支店長　　佐々木 史郎　氏

　　ラボテック(株)　　松村　幸典　氏

　　(株)ＴＥＳ　　砂田　淳一　氏





岡山県部会と共催

日　時　　令和３年１２月２日(木)
場　所　　ピュアリティ まきび
参加者　　２３社　４２名
内　容　　1)営業補償について
　　2)基準改正等について
　　3)その他（質問事項等について）

講　師　　国土交通省　中国地方整備局
　　岡山国道事務所長
　　用地第一課長　　三 石　尚 史　氏





（４）補償業務管理士試験等の実施

① 令和３年度　補償業務管理士（筆記）試験

令和３年１０月２４日(日)広島市中区大手町の広島県ＪＡビル１０階講堂において、令和３年度補償業務管理士（筆記）試験を実施しました。
受験の概要は次のとおりです。

○午前　　９：１５～１１：４５

共通科目部門	１５０名
総合補償部門	１名

○午後

・前半　１２：４５～１４：４５

土地調査部門	０名
土地評価部門	３名
補償関連部門	１１名

・後半　１５：００～１７：００

事業損失部門	１５名
物件部門	２８名
機械工作物部門	２名
営業・特殊補償部門	１名

受験者　延べ　２１１名　（共通　１５０名、　専門　６１名）

② 令和３年度　総合補償士（論文）試験

令和３年総合補償士論文試験は、令和４年２月２日（水）広島市中区の広島商工会議所で実施され、６名が受験しました。
時間は１３：３０から１５：３０までの２時間を持ち時間として行われました。

論文のテーマは次のとおりでした。

【総　論】

「土地収用法の手続きとして､土地調書及び物件調書の作成が必要となりますが、その必要性、内容、作成方法及びその効力について述べてください。」

【各　論】

「補償相談業務は、用地取得マネジメントにおける効率化策のひとつとして位置づけられていますが、補償相談業務の必要性と、相談者からの質問、要望、意見への対応等、業務の的確な対応の具体的内容について述べてください。」

（５）令和３年度　補償業務管理士登録更新講習会

令和３年９月２７日（月）広島県ＪＡビルにおいて受講者１２３名を対象に登録更新講習会を行う予定でしたが、新型コロナウィルスの感染防止のため昨年同様、自宅学習方式に変更となりました。

自宅学習方式については、協会本部から受講者の自宅へ送付された下記の教材を各自で学習した後、効果測定として確認テストへ解答し、支部へ提出する方法によるものでした。

①「補償基準等の改正等について」
②「補償基準の主な改正点」
③「公共用地業務の現状と課題」
④「補償コンサルタント業の属性と市場規模等について」
⑤「補償コンサルタントと管理業務」

（６）令和２年度　補償業務管理士共通科目研修【令和３年に延期】

令和２年１１月３０日（月）から１２月２日（水）までの３日間、広島県立総合体育館（グリーンアリーナ）において、受講者を対象に令和２年度補償業務管理士（共通科目）研修が実施される予定でしたが、新型コロナウィルス感染予防対策として令和３年４月１４日（水）から４月１６日（金）に延期され、７９名が広島商工会議所に於いて受講しました。

２．補償コンサルタント業務に関する広報活動

支部会員及び補償コンサルタントのＰＲのため、次のような活動を行いました。

①本部機関誌「補償コンサルタント」を大学や工業高校等へ配布し、補償コンサルタントのＰＲに努めました。

②支部機関紙「中国支部報」、「会員名簿」を発行し、会員及び起業者に配布することにより、情報の提供、広報を行いました。

③補償コンサルタント登録制度及び補償業務管理士制度の積極的な活用について、本部作製成パンフレットを使用して、起業者等への要望会・意見交換会等、あらゆる機会を利用して地位向上のためのＰＲを行いました。

④業界新聞「建設通信新聞」に２回／年、「中建日報」に２回／年、広告を掲載しました。

⑤ホームページの活用により、起業者、会員、他一般に情報提供を実施しました。
会員に対し、中国地区用対連事務局が発出する「補償金算定標準書の訂正や修正補償基準等の改正等の情報を掲載し、知識の向上や業務の適正な執行に資するよう努めました。

３． 補償業務に関する調査、研究の実施

令和３年度は、本部補償業務委員会において「合理的な移転工法認定の手引き」の作成について決定されたことに伴い、中国支部では自動車保管場所に関する事案と庭園工作物が支障になった事案についてＱ＆Ａの検討を行いました。支部では用対連から参考意見を頂きながら、補償業務委員会で成案作成まで検討いたしました。

その成果は本部及び中国支部のホームページに掲載しています。

また、平成３１年２月に設立された「中国地区所有者不明土地等連携協議会」の構成メンバーの一員として、活動に参加するとともに、国土審議会土地政策分科会での議論や情報収集を本部経由で行いました。

４． 各起業者との要望及び意見交換会の実施

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部及び各県部会は、中国地方整備局及び中国５県に対し、技術者の育成と専門知識の向上、入札契約制度および発注歩掛、協会員の一層の活用等について、令和３年８月２３日（月）から１１月２９日（月）にかけて、次のとおり意見交換会を実施しました。

昨年度に続き、新型コロナウィルス感染症対策のためにワクチン接種の確認や人数の制限の中でイレギュラーな県部会もありました。

令和３年度　国及び中国５県との意見交換会の実施

要 望 先	月　　日	場　　所	起業者側出席者	協会側出席者
岡 山 県	８月２３日	岡山商工会議所	土 木 部 中 桐 参 与 外 ４ 名	岸 本 支部長 難波岡山県部会長 外 ７ 名
鳥 取 県	９月２９日	鳥取県庁会議室	県 土 整 備 部 山本次長兼県土総務課長 田中用地室長 外 ２ 名	岸 本 支部長 兼鳥取県部会長 外 ３ 名
広 島 県	１０月１８日	広島県庁会議室	土 木 建 築 局 東　用地課長 外 ３ 名	岸 本 支部長 天田広島県部会長 外 ２ 名
島 根 県	１０月１８日	島根県庁会議室	土 木 部 八川 用地対策課長 外 ４ 名	陶山島根県部会長 外 ３ 名
山 口 県	１０月２０日	山口県庁会議室	土 木 建 築 部 監理課 用地補償班長 田 中 主 査 外 ３ 名	天 田 副支部長 蔵重山口県部会長 外 ４ 名
国土交通省 中国地方整備局 (中国地区用地対策連絡会事務局)	１１月２９日	広島合同庁舎 （４号館２１号）	樫 村 用地部長 外 ８ 名	古 川 副支部長 外 ５ 名

５．「補償金算定標準書」の貸与

中国地区用地対策連絡会会長の許可を得たうえで、用対連監修の「令和３年度補償金算定標準書」をＤＶＤ化し、会員に貸与することにより補償業務の効率化の促進に寄与しました。

６． 会員相互の親睦活動の推進

（親睦ゴルフ）

令和３年１１月２日（火）に、第４０回目となる中国支部親睦ゴルフ大会を鳥取県の大山平原ゴルフクラブで開催しました。当日は、名峰：大山も顔を出してくれましたが、山頂は雲に隠れる時間帯が多く、少し残念でした。気温１９℃ 晴時々曇り、絶好のコンディションの中で１８名の参加者が自慢の腕を競いました。



〈 ３位:小林さん、優勝:内山さん、準優勝:板倉さん 〉



（参加された 18 名のみなさん：スタート組順）

上田順孝さん（㈱開発 CT）、上山隆寿さん（㈱泉 CT）、井上一貴さん（㈱アイテック）
岸本浩さん（㈱広洋 CT）、松本義政さん（㈱ヒノ CT）、小林正基さん（㈱アスコ）
大西幸人さん（㈱ヨナゴ技研 CT）、陶山勤さん（山陰開発 CT㈱）、難波龍也さん（㈱なんば技研）
内山博之さん（大島技術 CT㈱）、大野木昭夫さん（㈱エスジーズ）、西村和政さん（㈱大地企画）
細田昌幸さん（山陰開発 CT㈱）、澤克生さん（アサヒ CT㈱）、田中誠さん（アサヒ CT㈱）
板倉靖和さん（ランド CT）、柴田義幸さん（アサヒ CT㈱）、中本裕之さん（補償コン協会）

（親睦釣り大会）

令和３年１０月２９日（金）に、第３回目となる中国支部親睦釣り大会を開催しました。遊漁船で、広島市西区の草津港を７時に出港し、山口県岩国市柱島方面へ向かいました。第１回、第２回同様、本年度も晴天に恵まれ絶好の釣り日和となりました。

１０人の参加者でウマズラ・カワハギ五目釣りに挑戦し、マダイ、ウマズラハギ、カワハギ、アジ、ギザミ、など様々な魚種を釣り上げました。ウマズラ・カワハギの数で競い、㈱荒谷建設コンサルタントの福井さんが優勝！一番の大物は、ダイホーコンサルタント㈱の岡野さんが釣り上げたウマズラハギ３４cm でした。



優　勝！
㈱荒谷建設コンサンルタント
福井 竜則さん



大物賞　(2 年連続！)
ダイホーコンサルタント㈱
岡野　顕さん





（参加された 10 名のみなさん）

岩本　猛さん（㈱新東 CT）、岡邉 慎治さん（㈱なんば技研）、岡野　顕さん（ダイホーCT㈱）
徳本　裕太さん（ダイホーCT㈱）、林　栄一さん（㈱荒谷建設 CT）、石井　志津夫さん（同左）
福井　竜則さん（㈱荒谷建設 CT）、中矢　崇さん（復建調査設計㈱）、今津　夏希さん（同左）
高野 栄一さん(建築技術設計㈱)

７． 会員ニーズについての調査

昨年度、企画・広報委員会において、補償コンサルタントの受注業務実績について「地方公共団体等からの業務受注に関するアンケート」と題して全国的に調査しました。

そのデータ内容を分析し、『市町村等からの業務受注に関する取り組み』という報告書に取りまとめ本部ホームページ上に公開いたしました。

また、令和３年度も新型コロナウィルス感染の影響により、研修や講習の実施に制約を受けましたが、新たな取り組みとして行った Web 研修から、希望する研修テーマや方法などについて会員のニーズを把握しました。

８． 会員の補償相談等への対応

会員からの受注業務に関する補償相談等について、業務の円滑な執行、成果品の質の向上等に資するため、中国地区用対連事務局とも協議し、対応してまいりました。

文書等による主な相談は以下のとおりです。

［ 内 容 ］　相談受付件数　　１３件

物件(５)、　標準書(７)、　その他(1)　　＊（　）書きは件数

補償業務に関する意見交換会

〈岡山県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会岡山県部会の要望

１.技術者の育成と専門知識の向上について

（１）安定的な事業量の確保

岡山県部会は、協会本部、支部の指導の下、担い手の育成・確保のために、給与の引き上げ、長時間労働の是正、作業の軽減、そして女性が活躍できる魅力ある職場環境の構築を目指しておりますが、業務量など先行き不透明な点もあり、楽観できない厳しい状況にあります。

つきましては、安定的な公共事業予算、とりわけ補償関係コンサルタント業務予算の確保・増額をお願いいたします。

（２）情報の提供と関係機関への周知

実務と密接に関係する基準改正や事務取扱規程の改正など、タイムリーな情報提供につきましては、成果物の品質向上に大きく寄与しますので、引き続きご指導・ご協力をお願いいたします。



〈岡山県〉

岡山県土木部監理課の回答

１.技術者の育成と専門知識の向上について

（１）安定的な事業量の確保

今後とも必要な公共事業予算を安定的かつ持続的に確保するよう努めて参ります。

（２）情報の提供と関係機関への周知

算定の基準となる補償金算定標準書等の変更については、中国地方整備局と日本補償コンサルタント協会中国支部との連絡会議において周知をされています。

また、県独自の様式や取扱いについては、岡山県部会へ引き続き周知をさせていただきます。



〈岡山県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会岡山県部会の要望

２.業務における入札・契約制度及び発注歩掛等について

（１）適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮

一部の業務に見受けられる無理な工期設定や、一定の時期に集中する納期設定は、品質の低下を招くのみならず長時間労働につながり、補償コンサルタント業務に従事する技術者の業務環境の悪化を招いています。また、ノー残業デーの設定や子育て支援等ワークライフバランスは社会の要請であり、職場環境の改善は人材確保の大きな要因となります。

これらの課題解決のため、適正工期の設定と納期の平準化をお願いいたします。

（２）受注者・発注者間での業務指示内容の文書確認と精算変更について

業務指示等協議内容は全て文書にまとめ、双方で内容の確認をすることが必要と考えます。また当初業務には無い追加で指示された業務については精算の対象としていただくようお願いします。

例えば当初業務に計上されていない移転工法の追加検討、補償方針の変更に伴う再算定など追加が生じた場合は、業務費に追加して精算されますようお願いします。

（３）見積徴取に要する費用について

機械設備、生産設備以外の物件等の算定に際して、見積徴取に多大の労力や費用を要することがあり、また場合によっては見積に要する経費が業務費を上回るケースもあることから、実費での精算や積算基準の改正など何らかの対応・改善をお願いします。

〈岡山県〉

岡山県土木部監理課の回答

２.業務における入札・契約制度及び発注歩掛等について

（１）適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮

ゼロ県債や翌債の活用により､適正工期の設定と納期の平準化に努めてまいります。
また、平成３１年４月から時間外労働の罰則付き上限規制が建設コンサルタント等に適用されたことから、平成３０年度、建設コンサルタント等への依頼などにあたってはウィークリースタンスにも留意するよう出先事務所等に周知し、技術者の労働環境の改善、ワークライフバランスの確保の促進に努めているところであります。

（２）受注者・発注者間での業務指示内容の文書確認と精算変更について

委託契約書又は用地調査等業務共通仕様書において、「請求」、「指示」及び「通知」等は書面をもって行うこととしているため、受発注者間で協議等を行う際は、内容に応じ受発注者のいずれかで極力速やかに書面を作成いただくようお願いいたします。
また、追加の業務については、必要に応じ費用を計上することとなるため、監督員への協議をお願いします。

（３）見積徴取に要する費用について

建物等の算定歩掛については、国土交通省の用地調査等業務費積算基準を基に運用しております。そのため、頂いたご要望につきましては、国土交通省に内容をお伝えしてまいります。

〈岡山県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会岡山県部会の要望

３.協会員の一層の活用について

（１）補償業務管理士等の一層の活用について

当県部会におきましては、関係機関等のご協力を得ながら補償に関する研修の実施や基準の改正などの情報共有等に重点を置くなど、公正で精度の高い成果物の作成に取り組んでいるところです。

また、各部会員におきましても補償業務管理士等の資格取得に積極的に取り組むなど、時代の要請に即した人材を育成し、各起業者の信頼と期待に応えることができるように努めているところです。

業務発注に係る業者選定の取扱いについては、それぞれ起業者の業者選定基準に基づいて運用されているところと思いますが、今後とも業者選定にあたっては、補償コンサルタント登録規程に登録されている岡山県部会員の活用、補償業務管理士の活用についてお願いします。

４.その他

（１）変更契約の時期について

変更契約の時期につきましては、発注者におかれましても内部手続き等種々の事情から、工期末ぎりぎりになることも理解しておりますが、受注者といたしましても、変更後の体制確保、原価管理等内部の調整等に時間を要します。

何卒、受注者側の事情もご理解いただき、少しでも早く変更手続きをしていただきますようお願いします。

（２）仮営業所設置費用の歩掛について

「営業に関する補償額の算定」に関連して「仮営業所設置費用」を算定する場合の歩掛ですが、プレハブリース建物等の見積依頼が必要となり、その為の平面プラン作成等かなりの作業量が必要となっています。歩掛の改正等の検討をお願いします。

（３）「居住者等に関する補償額の算定」、「借家人に関する補償額の算定」の歩掛について

「居住者等に関する補償額の算定」、「借家人に関する補償額の算定」の歩掛ですが、実際の作業量と歩掛に乖離があるように思われますので、歩掛の改正等の検討をお願いします。

例えば、標準家賃を算定するためには、周辺地域の複数の事例調査が必要ですが、これに要する歩掛が反映されていないので検討してほしい。

〈岡山県〉

岡山県土木部監理課の回答

３.協会員の一層の活用について

（１）補償業務管理士等の一層の活用について

業務委託の指名にあたっては、補償コンサルタント登録規程に定める各登録部門の登録業者の中から、過去の実績や技術者の状況等を考慮し、公正かつ厳正に行っています。

４.その他

（１）変更契約の時期について

緊急の事案など、やむを得ず電話や打ち合わせによる口頭指示となった場合においても、速やかな書面等による指示や適切な契約手続きを行ってまいります。
ご要望の主旨につきましては、出先発注機関に周知するとともに、会議等の機会を捉えて伝えてまいります。

（２）仮営業所設置費用の歩掛について

建物等の算定歩掛については、国土交通省の用地調査等業務費積算基準を基に運用しております。そのため、頂いたご要望につきましては、国土交通省に内容をお伝えしてまいります。

（３）「居住者等に関する補償額の算定」、「借家人に関する補償額の算定」の歩掛について

建物等の算定歩掛については、国土交通省の用地調査等業務費積算基準を基に運用しております。そのため、頂いたご要望につきましては、国土交通省に内容をお伝えしてまいります。

〈岡山県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会岡山県部会の要望

（４）作業計画書の作成費について

作業計画書につきましては、共通仕様書で作成及び提出が義務付けられております。しかしながら、一部の業務において作業計画書の作成費が計上されていないものが見受けられますので、業務費の計上をお願いします。

（５）用地測量業務における現地調査書の作成費について

用地測量業務において、現地調査書の作成を指示されることがありますが、作業量もかなりのボリュームとなります。積算基準の改正等何らかの改善をお願いします。



〈岡山県〉

岡山県土木部監理課の回答

（４）作業計画書の作成費について

計上されていない業務費については、必要に応じ費用を計上することとなるため、監督員への協議をお願いします。

（５）用地測量業務における現地調査書の作成費について

用地測量業務の算定歩掛については、国土交通省の用地調査等業務費積算基準を基に運用しております。そのため、頂いたご要望につきましては、国土交通省に内容をお伝えしてまいります。



〈鳥取県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会鳥取県部会の要望

鳥取県県土整備部
部長　森田　豊充　様

要　望　書

平素から当協会の活動に対しまして、ご理解とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。
私ども会員一同は、益々複雑多様化している補償業務に対しまして、地域性を活かし研修等を積極的かつ継続的に開催し、技術力、資質向上に努めて参りますので今後より一層のご理解とご支援をお願いいたすと共に、業界の健全な発展を期するために、直面する下記の事項について、格別のご配慮を賜りたくご要望申し上げます。

記

1.技術レベルの研修会及び意見交換会開催について
技術向上を目的に継続して開催致しますので、ご協力をお願いします。

2.入札制度改正においての意見交換会開催について
総合評価入札制度の導入（試行）に伴い、早い時期の検証と意見交換会開催をお願いします。

3.用地・補償業務において部門別の補償業務管理士の活用について
現在の６部門を８部門に変更をお願いします。

4.複合業務について
発注件数を増やすためにも分離発注をお願いします。
①複合部門の補償業務を部門別に発注して頂きたい。
②建設コンサルタント業務等と補償コンサルタント業務が複合する業務は業務別に発注して頂きたい。

5.資格要件について
用地調査・事業損失部門において水準測量等が義務付けられていることから測量士の資格要件を明記していただきたい。

令和３年９月

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会
中国支部　鳥取県部会　会長　　岸 本　 浩

〈鳥取県〉

鳥取県県土整備部の回答

１．
今後も引き続き、技術レベルの研修会及び意見交換会への協力をさせていただきます。
過去には、貴部会からの開催要望（平成 30 年度）を受け、研修会を実施（令和元年 12 月）
研修名：「補償業務の円滑な進め方」（公益財団法人鳥取県建設技術センターへ委託）
受講対象者：　県・市町村・補償コンサルタントの新人及び若手職員

２．
令和元年６月より、補償関係コンサルタント業務についても総合評価入札方式を導入（試行）しているところであり、令和４年度からの本格導入に向け、継続して検証を行っているところです。
お申し出のとおり、早い時期に検証を行うと共に意見交換会について対応させていただきます。

３．
補償関係コンサルタント業務は、一定の基準に基づき調査・損失補償額の算定を行う専門的な業務であるため、同業務の入札は補償業務管理士又は補償業務管理者を保有することを要件としています。
平成 31 年４月に共通仕様書を改定し、４部門から６部門に細分化しましたが、「機械工作物部門」及び「営業補償・特殊補償部門」（以下「両部門」という。）は有資格者数が少なかったため、両部門はひとつにまとめました。
令和３年９月 21 日現在、平成 29 年度と比較して有資格者数はほぼ横ばいであり、加えて、昨年度（令和２年９月時点）と比較して有資格者数は減少しているため、現時点での両部門の分離を行う予定はありません。
今後、有資格者数等の状況に応じて、部門の細分化について検討させていただきます。
なお、「総合補償部門」は各用地課が行う業務と重複し、かつ、有資格者数もわずかなため、同部門の発注の予定はありません。

４．
①　補償業務については、補償額算定に時間を要する大型物件（特に街路事業）が存する場合は分離発注を行っていますが、分離発注により、業務ごとに事業者が異なることで地権者にとって負担増となり、それに伴い不信感が増し、ひいては用地交渉に悪影響が懸念される等から、同一敷地などで用地測量と補償を行う場合は一括発注で行っているケースが多くなります。
要望を受け、分離発注に相応しい業務については、引き続き分離発注に努めるよう周知を図ります。
②　建設コンサルタント業務等（測量、設計、地質調査）と補償コンサルタント業務については、業務内容の関連性や継続性、予算、工期及び地元関係者の負担や効率性等を考慮した上で発注する必要があり、これらを踏まえ、分離発注に相応しい業務については、引き続き分離発注に努めるよう周知を図ります。

５．
今後、共通仕様書を改正する機会に合わせて、測量法第 48 条に規定する「測量士」又は「測量士補」の資格要件について明記を行います。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅰ 広島県部会会員の活用の拡大について

広島県内の補償コンサルタント協会の会員（以下「広島県部会会員」という）は、日頃より協会が定める倫理要綱を遵守して職務を遂行するため、補償コンサルタント従事者としての高い倫理観を持ち、常に向上心を維持しながら、公共事業の施行に伴う補償に関する様々な業務（建物などの現地調査、移転計画の立案、補償額の算定など）に、期待される高品質の業務提供に取り組んでおります。

しかしながら、広島県部会会員の経営環境は補償業務の発注量減少や受注競争の激化。さらに、広島県内で多くの尊い命が失われ、甚大な被害をもたらした平成３０年７月豪雨災害からの復旧・復興プランの達成に向けて、全力を挙げて、最優先で実施されていることから、広島県部会会員にとって復旧・復興業務以外の補償業務での依存度が高くその発注量減少は、さらに厳しいものとなり、広島県部会のみならず補償コンサルタント業界としての経営環境は確実に悪化しております。

このように公共事業に係る受注件数が減少するなか広島県部会会員の確保育成は、公共事業の円滑な遂行にとって不可欠であるとご理解いただき、今後とも広島県部会会員の一層の活用につきまして、よろしくお願いいたします。

このような実情を踏まえ中国支部とともに、次のことについて要望いたします。

（１）総合補償士の活用について

国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムにおいて用地取得のスピードアップと事業の円滑な推進を図るため、「用地取得マネジメント」の確立や、補償コンサルタント等の外部の専門家を広く活用した用地交渉の支援体制を構築することが掲げられています。

これに伴い協会では「総合補償士」を創設し、上記の補償業務のニーズにも応えられる人材を確保しております。

広島県では、これまで事業認定申請等の作成等業務を発注いただいておりますが、改めてこの新制度をご理解いただき、次の業務について、積極的な取り組みをお願いいたします。

・補償コンサルタントの現場技術業務への活用

・調査から補償説明業務までの一括発注

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答



（１）総合補償士の活用について

総合補償士の業務のうち補償説明業務については、本県の場合、説明責任の明確化の観点等から、原則として職員が行うこととし、非木造建物等の補償を含む複雑かつ専門的な補償案件に関する説明について専門的知識を備えた者が直接行うことを権利者から要求され、かつ、それに応じることが妥当と認められる場合等の真に必要な場合に限り、委託することができるものとしています。

したがって、現時点においては、調査から補償説明業務までの一括発注については困難であると考えます。

しかしながら、今後は、近年頻発している大規模災害時の対策や用地補償業務におけるＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）を検討していく必要がありますので、その中で、総合補償士の活用についても検討していくことを考えています。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

（２）費用負担説明業務について

公共事業の円滑かつ計画的な事業執行にとって『事業損失』における建物等に与える不利益、損失又は損害について被補償者の権利意識の高揚や価値観の多様化など、公共事業を取り巻く環境は日々変化しつつあります。

また、このような背景に対応でき得る補償業務に携わる者として幅広い視野を持ち見識ある専門性と説明力が求められています。用地補償担当者を含み『補償業務』に携わる者にとって補償理論やこれに関する制度に精通し、様々な知識と幅広い視野が必要となります。

このことに関しましては、補償コンサルタント協会において補償業務管理士という資格を設け、その受験資格に一定の経験年数を必要とし、筆記・口述試験を経て、補償業務に十分な知識経験を有すると認められる者に与え、近年の国民の権利意識の高揚や個別案件での複雑・多様化、用地交渉などの業務拡大に対応でき得るための技術力や資質の維持向上を図るための補償コンサルタントＣＰＤ制度を平成２８年４月より運用するなど、広島県部会会員として活用を拡大いただいても対応できることを踏まえ、公共事業の円滑かつ計画的な事業執行にとって『費用負担の説明』の業務は重要であるとご理解いただき、事後調査算定業務において『費用負担の説明』の計上を重ねてお願いいたします。



〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

（２）費用負担説明業務について

費用負担説明業務についても、上記（1）と同様に、本県の場合、説明責任の明確化の観点等から、原則として職員が行うこととし、非木造建物等の補償を含む複雑かつ専門的な補償案件に関する説明について専門的知識を備えた者が直接行うことを権利者から要求され、かつ、それに応じることが妥当と認められる場合等の真に必要な場合に限り、委託することができるものとしています。

しかしながら、今後の用地補償業務の改善検討の中で、費用負担説明業務の委託についても検討していくことを考えています。



〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

（３）地域の実情に応じた補償業務の発注について

補償業務の発注につきましては､広島県として業務成果の品質確保の観点から、　地域の実情に応じた「指名競争入札」が適当であると前回は従前どおりのご回答をいただきありがとうございます。このことにつきましては、引き続きよろしくお願いいたします。

なお、補償業務委託者の選定につきましては、補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門を有し、かつ、資格者が適正に従事できるよう資質の向上を目的とした研修会等を開催し、専門知識・技術の習得、向上に努めております広島県部会会員を優先した発注として頂くよう重ねてお願いいたします。

（４）　一般補償など業務（分割）発注について

一般補償（注：測量業務に付帯工作物を含むケースなど）、工損調査業務では、少なからず建設コンサルタント業務､測量業務又は建設工事に含め一括発注されることがあります。

このことにつきましては、可能な限り補償コンサルタント登録規程に関する各部門登録を考慮したうえで､『分割発注』していただけるよう重ねての要望となりますが、よろしくお願いいたします。

（５）精度監理業務など支援業務の発注について

過年度に広島県からの「精度監理業務」が発注され、広島県部会としても『精度監理業務』では広島県部会会員が一丸となり対応させていただき、様々な事案での計画的な執行に資することが出来たのではないかと考えております。

また､平成３０年７月豪雨災害に関する災害関連砂防事業に伴う業務発注いただきましたありがとうございました。

広島県部会として今後も対応できるよう努めていく所存でございますので､更なる業務発注の継続方をよろしくお願い致します。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

（３）地域の実情に応じた補償業務の発注について

補償業務の発注については、従前より、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」に基づき、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとしています。

今後も、引き続き、補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門、過去の実績、技術者の状況、手持ち業務の状況及び地理的条件等を十分に勘案して、公正かつ厳正に発注を行っていきます。

（４）　一般補償など業務（分割）発注について

補償業務の分割発注については、従前より、主に建物等物件調査において行っているところですが、今後も、引き続き、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」に基づき、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行っていきます。

（５）精度監理業務など支援業務の発注について

精度監理業務など支援業務の発注については、過去の実施結果を踏まえ、今後、活用方法等について検討していくことを考えています。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅱ．補償コンサルタント業務に従事する人材確保、育成等に係る対応について

広島県部会では、品確法の基本理念の一つである「持続可能な担い手の確保・育成」が業者責務であり、さらに、発注者からの様々な業務に対し会員が的確に応えられるため研修会及び講習会を開催し、各会員においても常日頃から専門知識・技術力の習得、向上のための研鑽を行い、現在及び将来にわたる補償業務における品質の確保に資するよう努めております。

前１章のとおり補償業務の発注量減少もあって、補償コンサルタントでの補償業務に携わる者の不足、特に若年層の不足感は増しており、継続的な技術者の育成と人材の確保が喫緊の課題となっております。

補償は人が相手であることから生産性が極めて困難な業務であり、円滑な公共用地取得にとって補償業務に従事する者の不足に対する改善は、官民挙げて取り組むべき課題と考えており、今後につながる持続可能な担い手を育成するためにも広島県における「継続的な業務量の確保」及び「業務領域の拡大」していただき、これからも広島県部会会員の一層の活用をよろしくお願いいたします。

このような実情を踏まえ中国支部とともに、次のことについて要望いたします。

（１）補償コンサルタント業務に従事する人材確保について

用地補償業務は前述のとおり『人が相手』であることから生産性が極めて厳しいものと考えられています。

また、優秀な人材確保と育成にとって適切な給与水準の確保や働き方改革にある長時間労働の是正・業務の効率化、さらに女性も活躍できる職場環境の構築も必要となります。

そのためには、経営環境の改善と中長期的な担い手の確保が必要となることから、安定した社会資本整備の実施と継続的な業務量の確保が不可欠となりますので、公共事業予算の確保など引き続きよろしくお願いいたします。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

（１）補償コンサルタント業務に従事する人材確保について

用地補償業務においては､補償コンサルタント業務に従事される方々の重要性が非常に大きいため、今後も、引き続き、公共事業予算の継続的な確保について努めていきたいと考えています。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

（２）人材育成等の対応について

広島県では『用地補償業務』に従事される職員などに必要となる技術の承継を目的とした研修を本庁又は各職場での実施による幅広く視野を持った用地職員（専門家）としての育成に努められております。

広島県部会会員では、これからの補償業務を支える若い『補償業務』に携われる者の確保は喫緊の課題となっております。

※この課題には上記（1）によることを要望します。

また、若く『補償業務』に携われる者を確保できた場合は、その者の育成を図ることと共に、既に従事している者を優秀な人材として育成することが会社を技術集団とするために必要であると認識し、幅広い視野を持つ見識ある専門家の育成のため広島県部会では『実務研修』を実施し、各会社での職域でも日常的に研修を開催しております。

昨年、公共事業による建物の移転では利用形態等に応じた補償が必要となる石綿（アスベスト）障害予防規則等の社会変革にも対応でき得る『幅広い視野を持つ見識ある専門家』の育成にあたらせていただき次の項目にて実務研修を開催し広島県・岡山県（倉敷市）の参加をいただきました。

① 移転建物等に関する石綿含有塗材に係る試料採取、補修及び検体分析

② 主として外壁に用いられている石綿含有塗材の除去処分

また、石綿含有塗材に係る試料採取、補修及び検体分析については、現地研修を別途開催し、広島県用地職員の方に多数参加いただきました。

用地補償職員を含む『補償業務』に携わる者を育成するということは、同じ業務を通じ広島県にとっても広島県部会会員にとっても共通した課題であると理解しております。

このことから実務研修、それ以外にも実務者レベルでの広島県（土木建築局用地課）との情報交換などが実施できれば、共通した課題の検証と、その対応等について一定の方向性を共有することができ、さらなる高品質な成果の提供につなげられるとご理解いただき昨年と同様な実務研修への参加と情報交換の開催をよろしくお願いいたします。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

（２）人材育成等の対応について

用地補償業務における人材育成については、本県においても喫緊の課題であるため、各種研修を通して職員の資質向上に努めているところです。

したがって、貴部会の実務研修につきましても、可能であれば参加させていただきたいと考えています。

また、貴部会との実務者レベルでの情報交換についても、共通の課題が生じた場合などに適宜行いたいと考えています。



〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅲ． 用地調査業務に係る対応等について

（1）移転建物等に関する石綿含有建材について

移転建物等に係る取りこわし工事費、切取工事費、解体工事費及び曳家工事費のうち、石綿含有建材に係るものの調査算定について「石綿調査算定要領の解説」を制定され、「石綿調査算定要領」が一部改正されました。

改正に伴い「石綿調査表」では、石綿含有吹付け材（レベル 1）及び石綿含有保温材等（レベル 2）について目視、既存図の確認、施工業者等への対象石綿の使用の有無の聞き取り等調査の結果「石綿使用の可能性あり、または不明」と判定した場合、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し対象石綿の有無を特定するものとされております。

この試料採取には修復を伴い、検体の分析を行うことによって最終判定の欄の判定理由が記載できるものとなっております。
しかしながら、居住等されている建物の不可視部分に関わる試料採取にも限界があります。
なお、試料採取箇所の補修を行うことが通常妥当と認められないような場合には、石綿則第 3 条第 2 項の規定に基づき対象石綿が使用されているとみなすこと（以下「みなし含有」という。）ができ、このような「みなし含有」とする場合は、「建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士等の専門家」の意見を参考とすることとされております。

その「等」は次のような資格が該当すると示されています。

・建築物石綿含有建材調査者
・石綿作業主任技能講習終了者のうち石綿の除去等の作業の経験を有する者
・日本アスベスト調査診断協会に登録された者
・アスベスト診断士の有資格者
・自治体において設計図書等による調査及び目視調査等による判断を行う者の要件を定めている者等による調査及び目視調査等による判断を行う者の要件を定めている者等が該当

以上のながれにより石綿含有建材に係るものの調査を行い、取りこわし工事費など算定しております。算定に関しては「大規模建築物」以外の戸建て木造住宅での取りこわし工事費などは、実態との乖離はないと考えております。

実務にあたり移転建物等（一般住家と大規模建築物）に係る石綿含有建材における国との調整経過と情報などご教示ください。また、石綿調査表の作成に係る補償コンサルタント協会の位置づけについても併せてご教示ください。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

Ⅲ. 用地調査業務に係る対応等について

（1）移転建物等に関する石綿含有建材について

移転建物等に関する石綿含有建材については、現在、用地対策連絡会全国協議会において、近年の石綿含有建物解体に関する規制強化に伴う各種取扱い等について検討されていると聞いていますので、今後、新たな情報が入りましたら、情報共有させていただきます。

また、石綿調査表の作成については、従前と同様に、貴協会会員に対して、建物等物件調査の中で業務発注しますので、引き続き、御協力をお願いします。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

（２）プレハブ建物等について

用地調査等共通仕様書第 4 条の表 1 建物区分に掲げる木造建物〔Ⅲ〕に区分されるツーバイフォー工法若しくはプレハブ工法により建築された建物、又は非木造建物〔Ⅱ〕に区分されるプレハブ工法により建築された建物（以下「プレハブ建物等」という。）の推定再建築費及び取りこわし工事費等の積算に必要な見積を建築会社等から徴する場合の見積依頼要領が定められており、実務でも専門メーカー等から見積を徴しております。

（一社）日本補償コンサルタント協会では、プレハブ建物等の推定再建築費の統計値化を検討し、国へ報告申し上げておりますが、諸率（共通仮設費、諸経費）及び再築補償率などにつきましては、現行規程を準拠したものとしております。

あらためまして、プレハブ建物等に関する統計値化、或いは「軽量鉄骨造」であれば、現行の非木造建物の統計値の摘要など国との調整経緯及び情報などご教示ください。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

（２）プレハブ建物等について

プレハブ建物等については、現在、国土交通省において、統計による単価等を採用し、建物調査算定方法を合理化することを検討されていると聞いていますので、今後、新たな情報が入りましたら、情報共有させていただきます。



〈島根県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会島根県部会の要望

指名発注等、業者選定･契約等に関すること

１.協会会員の有効活用について

近年におきましては新規の公共事業が削減され、我々業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、業務に求められる精度は厳格なものとなり、これまで以上に会員の資質の向上及び適正な成果品の確保・履行体制の整備が求められています。島根県部会においては、起業者側の期待に応えられる補償業務の担い手として、本部・中国支部と連携して研修・研鑽を重ねているところです。社会情勢が益々厳しく複雑になっている状況下こそ補償業務の専門家である島根県部会員の一層の活用につきましてご配慮いただきますようお願いいたします。

２.補償業務管理士の活用について

補償業務の発注にあたっては、補償コンサルタント登録規程の積極的な活動と共に、当該発注業務に見合う補償業務管理士のより一層の積極的な活用をお願いいたします。

３.補償業務量の確保と継続的な発注について

当業界は市場が起業者のみに限られ、きわめて公益性の高い重要な分野で業務を行っております。現下の厳しい市場環境に対処するため、各会員はそれぞれ経営改善等に取り組んでおりますが、近年は若年技術者の確保も難しく、技術の承継に支障が生じかねない現状になってきております。このような事態を解消するためにも、補償業務量の確保と継続的な発注をお願いいたします。



〈島根県〉

島根県土木部局用地対策課の回答

指名発注等、業者選定･契約等に関すること

１.協会会員の有効活用について

島根県では、補償コンサルタント業務については「島根県建設コンサルタント業務等入札参加者選定要領」に基づくとともに、「補償コンサルタント業務入札参加者等選定に係る運用基準」を定め、技術力、有資格技術者の有無、実績等を考慮して選定を行っています。

担当職員の用地補償業務の経験も少なくなってきており、貴部会のみなさまのコンサルティングが一層重要になってきています。

つきましては、貴部会におかれましても、引き続き人材育成に努めていただきますようお願いします。

２．補償業務管理士の活用について

補償業務の発注にあたっては、入札参加資格者名簿において委託可能な補償業務の判断の一つとして、補償業務管理士の在籍の有無は当該業務経験年数７年以上とともに重要な要因として運用しております。

貴部会におかれましても、引き続き人材育成に努めていただきますようお願いします。

３.補償業務量の確保と継続的な発注について

平素は補償業務にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。今後も各事業課を通じて着実に事業推進するため、十分な予算を安定的、継続的に確保できるよう、国へ要望を行うなど事業量の確保に向け取り組んでいくので、貴部会の皆様にも、ご支援をお願いします。



〈島根県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会島根県部会の要望

業務委託に関すること

１.用地調査等（用地測量・物件調査）業務ついて

用地測量及び物件調査を一発注業務として発注される場合には、物件調査における業務従事者の選任を求められます。しかし、その場合においても打合せ協議は用地測量にしか計上されていない業務が多く見受けられます。物件調査では物件調査の打合せ協議が必要となり、打合せの業務従事者も用地測量とは異なることから用地測量と物件調査それぞれに打合せ協議を計上していただきますようお願いします。

２.用材林以外の立竹木調査について

現在の補償基準では用材林（人工林）以外は補償対象となっていません。しかし、島根県土木部発注の用地測量業務等では工事による立竹木伐採費用の計算のため用材林（人工林）以外の立竹木調査も計上され実施しています。しかし、工事費への計上のための調査であれば概算数量で十分と考えられるため調査面積によっては標準地調査による事も考慮に入れ発注していただくようお願いします。

３.土地調査書の統一について

用地測量時に作成しています土地調査書について、各県土整備事務所で作成様式や作成内容・添付写真の撮影方法等が異なっているようです。最終的には法務局各支局の判断という事になるとは思いますが、可能な限り県内何処の事務所でも作成様式等が異なることのないよう、島根県と松江地方法務局で調整していただきますようお願いします。

４.新型コロナ禍における打合せ協議について

一昨年末より始まりました新型コロナウイルスの蔓延により各方面において様々な影響が出ているところです。島根県においても9月17日現在で1540人の感染者が確認されており、一般社団法人日本補償コンサルタント協会におきましても新型コロナウイルス蔓延防止措置等を考慮し、研修会を中止するなどし、協会員への感染予防に努めているところであります。現在は感染状況も落ち着いてはきたものの予断を許さない状況下であることは周知の事実と考えます。島根県におかれましても感染拡大防止の観点からＷｅｂ上での打合せ協議の採用などを積極的に進めていただきますようお願いします。

〈島根県〉

島根県土木部用地対策課の回答

業務委託に関すること

１.用地調査等（用地測量・物件調査）業務ついて

業務委託等積算基準では、用地測量業務を含め複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上することになっています。

また、計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せの必要性を判断し、対面方式のものに限るとされておりますので、発注時に未定であれば計上の要否について監督職員と受発注者協議をお願いします。

２.用材林以外の立竹木調査について

県発注工事の積算では、共通仮設費率に含まれない準備費として伐採（胸高直径５㎝以上の樹木）に係る作業費を積上計上することとしており、作業費の見積もりには用材林以外の立竹木の本数等を把握することが必要と考えております。

なお、見積の仕様として必要な数量等について、今後他県の状況や作業実態等を情報収集したいと考えております。

３．土地調査書の統一について

松江地方法務局登記部門に照会したところ、土地調査書は登記官が現地実査に行くのに代えて申請者から提出してもらう書類である前提上、資料は丁寧で多数あればあるほど有り難いということでした。

要望のとおり県内何処の事務所でも作成様式が異なることのないように統一すると復元写真は全境界点、幅杭全点、地形図もありというようになろうと思います。松江地方法務局との調整というと、このようになります。

作業手戻りがないように業務着手前に入念に起業者側と打合せをお願いします。

４．新型コロナ禍における打合せ協議について

Ｗｅｂ上での打合せ協議につきましては、昨年９月に「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」を制定しています。（技術管理課のホームページに掲載済み）

遠隔臨場システムの機器についても、昨年度より整備を進めて、本年８月に総務部建築課、農林水産部漁港課を含む県内全事務所において、係長以下の技術職員５名あたり１台のタブレット端末等の配備を終えました。また、９月には遠隔臨場の接続方法等の説明を事務所毎に実施したところです。

現在のインストールアプリケーションは、「ZOOM」「V-cube」「Microsoft Teams」の三種類ですが、必要に応じて追加(無償版)を検討します。

今後、積極的な活用をお願いします。

〈山口県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会山口県部会の要望

１　指名発注等、業者選定、契約等について

今後も山口県内業者による指名競争入札の継続的な実施と併せて指名業者の選定にあたり補償コンサルタント登録部門を有する山口県部会会員を全県的に委託業務費にかかわらず一層の活用をお願いします。

２　低入札価格調査について

業務量の減少傾向にある昨今、補償コンサルタント業務において低入札調査対象業務であれば明らかに対象となるであろう業務価格で入札しているケースがかなり見受けられます。

例年、調査・設計業務委託の低入札調査基準の見直しを要望しておりますが、改めて補償コンサルタント業務におきまして成果品の品質確保や企業の健全な存続の為に、低入札価格調査基準の適用の拡大をお願いいたします。



〈山口県〉

山口県土木建築部監理課用地補償班の回答

１　指名発注等、業者選定、契約等について

補償コンサルタント業務については、県内コンサルタントへの発注を原則としており、業務内容の特殊性等の理由により県外コンサルタントへの発注を行う際は、本庁部長の承認を要することとしています。

また、指名競争入札参加者の選定に関しては、山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定基準を定めており、特殊業務における業者選定にあたっては、国の補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門を参考としているところです。

２　低入札価格調査について

現時点では制度拡大の予定はありませんが、引き続き県内の入札状況等を注視していくこととします。



〈山口県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会山口県部会の要望

３　補償説明業務について

事業損失事後調査において「費用負担の説明」業務は発注を頂いているところですが建物等調査算定業務における補償説明業務を発注されるケースは少ないと思われます。

「概況ヒアリング」「説明資料の作成等」「補償説明」の業務を積極的に発注いただきますようお願いいたします。

４　補償業務について

（１）

建物等調査算定業務または事業損失事前調査業務において業務受注後、現地踏査、あいさつ等を行うにあたり、発注者が地権者へ内容の説明をまだ行っていないというケースが見受けられます。そのため工損調査においては調査の拒否や調査開始時期の遅れ等により、受注金額の減額、業務工期の極端な延伸や工期は変更せず結果として短い工期で業務を行うということがあります。

業務発注前に地権者との十分な説明を行い、調査対象を確定の上、業務発注をお願いいたします。

（２）

一定規模の補償額の案件は監理課（用地補償班）で最終的な成果品の精査を行われていますが精査の時間がとれないということで業務工期を延伸するケースがあります。

そのため業務完了とならない状況となっています。

発注仕様書に一定のチェック期間を明記し、その内容をふまえた工期としていただくか若しくは、長引く場合は一定の時点で請求書を提出できるようお願いします。

〈山口県〉

山口県土木建築部監理課用地補償班の回答

３　補償説明業務について

「概況ヒアリング」「説明資料の作成等」「補償説明」については、専門的な知識や高度な技術的判断を要する場合には、第三者たるコンサルタントを活用することが効果的と考えられることから、引き続き出先発注機関へ周知することとします。

４　補償業務について

（１）

業務の発注にあたっては、業務内容の十分な精査等を行うとともに、円滑な業務の実施が可能な状況での発注を行うよう、改めて出先発注機関に周知することとします。

（２）

業務委託の完了検査とは別に成果品の事前確認を行っておりますが、事業スケジュールや予算執行の都合上、事前確認の時期が集中している場合があることは認識しております。

業務内容に応じた適正な委託期間を設定するとともに、納期が一定時期に集中しない業務発注に努めるよう出先発注機関に周知することとします。

建設に関する総合コンサルタント

□補償コンサルタント業
土地調査・物件・機械工作物・事業損失・
営業補償及び特殊補償・補償関連・総合補償

□建築設計・監理 □建設コンサルタント業 □測量業
□地質調査業 □施工管理 □建設業（とび土工・さく井）

株式会社 古川コンサルタント

本 社 〒693-0021 島根県出雲市塩冶町1612番地1
TEL(0853)21-5131 FAX (0853)21-5154

支 店 広島 ・山口 ・岡山 ・鳥取 ・西部（島根）
営業所 雲南 ・川本 ・益田 ・大田 ・安来 ・福山

（一社）日本補償コンサルタント協会会員

株式会社 進栄コンサルタント

呉 本 社 〒737-0051 呉市中央３丁目５番6 －６０１号
TEL（0823）21－3321 FAX（0823）23－3546
広島支店 〒736-0085 広島市安芸区矢野西1 丁目３７番２５号
TEL（082）881－4123 FAX（082）888－4677
東広島支店 TEL（0823）82－0231 FAX（0823）82－8258

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

要　望　書

補償コンサルタント業の育成強化につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会中国支部は、本部・支部・各県部会と連携し、公共事業の一翼を担う補償コンサルタントの中心的存在として、起業者のご要望に応えるべく会員の資質の向上、綱紀の保持、適確公正な成果物の確保、執行体制の整備等に努めてきたところでございます。

また、全国各地で頻発する災害、とりわけ平成３０年７月の西日本豪雨災害への対応などにつきましては、協会を挙げて対応してきたところです。

政府は、今年度から令和７年度までを『防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策』年度と位置付ける閣議決定を実施し、さまざまな事業が始動していることから、用地補償業務の事業量が増大することへの期待も高まるところです。

しかし、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響や中国地方における新規事業の減少などにより、我々補償コンサルタント業界の環境は厳しい状況が続いており、計画的な職員の採用や担い手育成にも支障が出ています。

今後においても協会の責務の重大性を認識し、起業者の期待に応えられる補償業務の担い手として、より一層の研鑽と努力を重ねてまいる所存でございます。業界の健全な発展及び育成を期する観点から、次の事項につきまして特段のご配慮、ご指導を賜りたく、当支部会員一同より、ここにご要望申しあげます。

令和 ３ 年 １１月 ２９日

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会

中国支部　支 部 長　岸　　本　　浩

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

１．技術者の育成と専門知識の向上について

補償コンサルタント業界の経営環境を改善し、継続的な技術者の育成と人材の確保が、業界全体の課題となっています。

円滑な公共用地取得のためには、技術者の育成と最新の専門情報の提供が重要となりますので問題解決のため、以下の項目について要望いたします。

（１）安定的な事業量の確保

当協会は、担い手の育成・確保のために、給与の引き上げ、長時間労働の是正、作業の軽減、そして女性が活躍できる魅力ある職場環境の構築を目指しておりますが、業務量など先行き不透明な点もあり、楽観できない厳しい状況にあります。

また、東日本大震災、熊本地震、平成３０年７月の西日本豪雨災害など近年の自然災害の多発によって社会資本整備の重要性が問われており、防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策に加え、令和３年度予算における重点化が実施されています。

つきましては、安定的な公共事業予算、とりわけ補償コンサルタント予算の確保・増額を引き続きよろしくお願いいたします。



〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

１．技術者の育成と専門知識の向上について

（１）安定的な事業量の確保

令和３年度の中国地方整備局当初予算の概要でございますが、約４，９２２億円（対前年度比１．００倍）を確保し、河川関係では、気候変動に伴い頻発、激甚化する水害・土砂災害に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる全員で水災害対策を推進しております。

また、道路関係では、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、物流ネットワークなどの基幹ネットワークの整備を図るため、大きなストック効果の発現が見込まれる道路整備に重点投資するなど、計画的な事業実施に引き続き取り組むこととしております。

今後とも必要な公共事業予算を安定的かつ持続的に確保するよう努めて参ります。



〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（２）協会主催の研修、講習会等への講師の派遣

当協会が行っている研修、講習会等の実施に当たっては中国地区用地対策連絡会（以下「用対連」という。）をはじめとする関係機関の職員の皆様を講師として派遣いただき、大変感謝しているところです。今後とも、起業者の期待に応えるべく、会員の専門的知識・技術力の向上を図り、人材育成のための研修や講習等を積極的に実施する予定ですので、引き続きよろしくご指導ご協力をお願いいたします。

（３）情報の提供と関係機関への周知

実務と密接に関係する基準改正や事務取扱規程の改正、あるいは補償金算定標準書の発行に際しての説明会の実施など、タイムリーな情報提供につきましては、成果物の品質向上に大きく寄与しますので、引き続きご指導・ご協力をお願いいたします。

さらに、用対連加盟の各起業者（発注者）など関係機関等へ情報の周知徹底をお願いします。

２．業務における入札・契約制度および発注歩掛等について

公共事業の円滑な推進のためには、適正な補償と計画的な公共用地取得が必要不可欠となります。当業界へ新たな担い手を採用し、職場環境を改善していくためには発注者側のご理解と技術者の更なる評価が重要となり、ひいては成果物の品質確保に繋がることと考えます。

働き方改革への取組みなど業務環境の整備が、当業界の喫緊の課題となっています。

成果物の品質の確保とその向上を図るため、以下の項目について要望いたします。

（１）適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮

一部の業務に見受けられる無理な工期設定や、一定の時期に集中する納期設定は、品質の低下を招くのみならず長時間労働につながり、補償コンサルタントに従事する技術者の業務環境の悪化を招いています。また、ノー残業デーの設定や子育て支援等ワークライフバランスは社会の要請であり、職場環境の改善は人材確保の大きな要因となります。

これらの課題解決のため、的確な事業の工程管理並びに国債及び翌債の活用により、適正工期の設定と納期の平準化をお願いいたします。

〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

（２）協会主催の研修、講習会等への講師の派遣

貴協会におかれましては、研修会等を積極的に開催され、時代の要請に即した人材育成に取り組まれ、日々研鑽を積まれていることは十分認識しております。研修会等への講師派遣等につきましては、引き続き可能な限り協力させていただきたいと考えております。

また、私どもが主催する研修会・講演会等で参加可能なものがあれば、貴協会に情報提供させていただきます。

（３）情報の提供と関係機関への周知

公共事業に係る用地補償については、公共事業の種類や実施する起業者の別に関わらず、常に適正かつ公平を保ったものでなければなりません。今後とも、基準等の改正があった場合には、説明会等を開催させていただきます。

また、中国地区用対連においては、補償基準や補償算定等の統一的な運用が図られるよう、情報の提供を行うとともに、各種研修等を実施し、情報の共有化を行っているところです。

２．業務における入札・契約制度および発注歩掛等について

（１）適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮

用地関係業務の履行期間は、用地調査等業務費積算基準等において、履行期間の算定方法が定められており、従事する技術者の必要内外業日数、不稼働日（土曜・日曜の休日、祝日、その他の特殊条件等）、発注する業務の内容等を考慮の上、適正な工期の設定を行うこととしており、また、必要に応じて国債及び翌債も活用し平準化に努めているところです。

また、納期については、可能な範囲において、一定の時期に集中することのないよう、早期に着手できるものについては納期を工夫するなどの取組みを行っております。

現在、政府全体の取組みとして「働き方改革」を推進しており、建設分野についても、週休二日の定着に向けた取組みなどを行っているところであり、補償コンサルタント業についても、これらの動きを注視しながら、コロナ禍における業務の効率化と併せて、ワークライフバランス推進に取り組んで参りたいと考えております。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（２）起業者による地元説明について

業務の履行については地元地権者の合意と協力が不可欠でありますが、事業の説明や地元調整がなされておらず、業務契約後においてもなお地元に入れないという事態があります。

起業者による事前の地元説明をお願いするとともに、業務着手ができない可能性がある場合は、入札の際に現場説明書等への記載を徹底することと、このことによる工期への影響が生じる場合は、工期の変更等をお願いします。

（３）発注歩掛の継続的見直し

発注歩掛については、国土交通省において用地調査等の業務ごとに所要時間の実態調査が実施され、順次業務歩掛の改訂が行われているところであります。

業務歩掛の改訂につきましては、今後とも継続的に見直しが図られますようお願いします。

（４）技術者単価と低入札価格調査基準価格の更なる引き上げ

公共事業の減少や受注競争の激化で弱体化した企業体質から脱却し、経営環境の一層の改善及び技術者の賃金水準の向上のために、平成２５年度以降改善されつつあります技術者単価の更なる引き上げをお願いいたします。

また、品質の低下を招く過度な価格競争を防ぎ、経営環境の安定を図るためにも、平成２８年度以降据え置きとなっております低入札価格調査基準における一般管理費等の算入率の引き上げをお願いいたします。

（５）受注者・発注者間での業務指示内容の文書確認と精算変更について

業務指示等協議内容は全て文書にまとめ、双方で内容の確認をすることが必要と考えます。また当初業務には無い追加で指示された業務については精算の対象としていただくようお願いします。例えば当初業務に計上されていない移転工法の追加検討、補償方針の変更に伴う再算定、再算定業務における過年度成果の点検業務など追加が生じた場合は、業務費に追加して精算されますようお願いします。

〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

（２）起業者による地元説明について

現場への立ち入りなどの作業条件については、現場説明追加事項に記載するよう管内事務所に対し適切な手続きを促しているところでありますが、ご指摘をふまえ、再度、管内事務所へ周知・徹底してまいります。

なお、適切な工期設定については、要望書２．（１）「適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮」での回答のとおりであり、引き続き、適切な工期設定に努めて参ります。

（３）発注歩掛の継続的見直し

用地関係業務の歩掛調査につきましては、所要時間等調査及びヒアリングの実施にご協力を賜りありがとうございます。本省公共用地室からは、これまでの調査結果に基づき、本年度は、「用地調査等業務のうち、建物、地盤変動影響調査」について改訂を予定しているところと聞いております。

また、この歩掛調査につきましては、来年度も引き続き実施する予定と聞いております。歩掛の検証にあたっては、正確な所要時間等の調査が極めて重要でありますので、貴協会におかれましては、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願いします。

（４）技術者単価と低入札価格調査基準価格の更なる引き上げ

技術者単価につきましては、毎年、国土交通省大臣官房技術調査課が公表している設計業務等委託技術者単価を使用しております。同単価は、設計業務等技術者給与実態調査に基づき決定されており、平成２６年度から毎年増額しているところでございます。

また、低入札価格調査基準については、企業経費等の動向を勘案しつつ、本省において検討がなされるものと聞いております。

ご要望の主旨については、関係部署に伝えて参りたいと考えております。

（５）受注者・発注者間での業務指示内容の文書確認と精算変更について

中国地方整備局における用地関係業務については、監督職員が受注者に対して行う業務の遂行上必要となる事項の指示及び指示事項等に疑義が生じた場合の協議等は、双方で内容の確認ができるよう、共通仕様書等において、原則、書面により行うこととされているところです。

ご要望の主旨につきましては、管内事務所に対し適切な手続きを促すとともに、中国地区用対連の会員には会議等の機会に伝えて参ります。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（６）見積徴取に要する費用について

機械設備、生産設備以外の物件等の算定に際して、見積徴取に多大の労力や費用を要することがあり、また場合によっては見積に要する経費が業務費を上回るケースもあることから、実費での精算や積算基準の変更など何らかの改善をお願いします。

（７）実施箇所が多数でそれぞれが遠隔地の業務について

中国地方整備局の事務所におかれましては、「管内〇〇業務」等の名称で、一括概数発注的な手法での発注されることがありますが、その場合、その対象数量を合計のうえ業務費を計上しても、実際の作業実施にあたっては、業務実施箇所が離れている場合は、当初の業務積算とは乖離した現場管理となることから、ロスが発生し、結果として実際の業務経費が増大しています。

業務の積算については、現場の実態に見合った算定となるよう何らかの対応策・改善策のご検討をお願いします。

（８）用地調査業務における伐採費について

用地調査等業務においては、土地境界立会、土地境界測量の作業項目には現在、伐採費用は積算計上されておりません。しかしながら、現状は山林や元農地などほとんど管理がなされていない土地が多く、草木が繁茂し土地境界の形状が非常に分かりづらく、作業に先立ち伐採を行うことが必須となる場合も多くあります。

中山間地などでは地権者の高齢化とともに、山林や元農地は非常に荒廃している現状をご理解いただき、路線測量と同様に伐採費用を業務費に計上いただきますようお願いします。

（９）新型コロナウイルスに関連する業務への影響について

業務遂行上、新型コロナウイルス感染予防に関して三密を避ける必要などから、宿泊費、交通費、消毒液、マスク、テレビ会議等の機材購入などにより、業務の履行方法に変更が生じていますので、業務発注・精算変更時点で費用の増加が生じる場合は、加味していただきますようお願いします。

〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

（６）見積徴取に要する費用について

昨年度に引き続き今年度も建物関係の所要作業時間等調査を実施し、プレハブなど総価見積の実態把握の作業をしているところです。関係歩掛の検証・改定を早期に実施するよう、本省に対して引き続き要望して参ります。

（７）実施箇所が多数でそれぞれが遠隔地の業務について

「管内〇〇業務」等の発注ロットについては、各事務所において事業計画等に基づき、計画的・効率的な業務発注に努めているところですが、より適切な業務発注となるよう、引き続き指導して参ります。

（８）用地調査業務における伐採費について

ご要望の主旨につきましては、機会を捉えて、企画部技術管理課及び国土交通省大臣官房技術調査課に伝えてまいりたいと考えております。

（９）新型コロナウイルスに関する業務への影響について

業務遂行上必要となるコロナウイルス感染拡大防止対策を実施する場合には、発注者と受注者で協議を行い、必要と認められる対策について設計変更の対象とするよう管内事務所に対し周知しております。引き続き、各現場において適切なコロナウイルス感染拡大防止対策の徹底をお願いいたします。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

３．協会員の一層の活用について

当協会は、本部、支部、各県部会で組織の連携を強化し、研修の拡充、情報の伝達体制整備の充実により、更なる会員の資質向上を図っております。

期待される成果物作りに研鑽している当協会員の一層の活用をお願いいたします。

（１）補償業務管理士等の一層の活用について

当協会におきましては、整備局、用対連など関係機関のご協力を得ながら本部、支部及び各県部会が、種々な研修を実施し、時代の要請に即した人材を育成し、各起業者の信頼と期待に応えることができるように努めております。

また、基準の改正などいち早く情報の共有等に重点を置いており、公正で精度の高い成果物の作成に協会を挙げて取り組んでおります。

業務発注に係る業者選定の取扱いについては、それぞれ起業者の業者選定基準に基づいて運用されているところと思いますが、今後とも業者選定に当たっては、補償コンサルタント登録規程に登録されている当協会会員の活用、補償業務管理士の活用についてお願いするとともに、用対連を通じて補償コンサルタント登録規程及び補償業務管理士等について各起業者に周知をお願いします。

さらに、平成３０年度からは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関連して設置された所有者不明土地等連携協議会における協力団体の一員として、中国地方の行政機関と連携を取りながら、協会会員とともに市町村に対する支援体制の確立を進めているところであります。

今後とも、当協会の会員の一層の活用につきまして、よろしくお願いします。

（２）補償コンサルタント業務における補償コンサルタントＣＰＤの活用

近年、地方整備局等の発注業務の一部で、入札段階における技術者評価に際し、ＣＰＤ協議会が発行する学習履歴証明書による年間取得実績（ＣＰＤポイント）を評価項目に加えるケースが増加しており、地方公共団体へも拡大する傾向にあります。

当協会は、平成２８年度より補償コンサルタントＣＰＤ制度を開始し、５年目となる今年は制度も定着し、会員の多くも参加しておりますので、補償コンサルタント業務に従事する技術者の更なる能力アップと活性化のためにも、補償コンサルタントＣＰＤを評価項目としていただきますようお願いいたします。

〈中国地方整備局〉

中国地方整備局の回答

３．協会員の一層の活用について

（１）補償業務管理士等の一層の活用について

貴協会で行われている研修会等の開催、時代の要請に即した人材育成など、業務成果品に対する品質向上への取り組みは、公共用地取得の公平・公正な業務執行に極めて意義あるところであり、加えて公共サービスの向上に寄与するところです。発注者として心から感謝申し上げます。

整備局では、従来より「入札参加者を決定するための評価基準」において、補償コンサルタント登録規程に基づく登録の有無、配置予定主任担当者について補償業務管理士の資格に関する評価項目を定め、その積極的活用を図っているところです。

引き続き、技術力の維持・向上への取り組みを継続していただくとともに、情報管理やコンプライアンスの徹底等にもご尽力いただき、今後とも、よきパートナーとして、引き続きご協力賜りますよう重ねてお願いいたします。

一昨年２月に設立しました中国地区所有者不明土地等連携協議会において、貴協会中国支部に参画いただいており、誠にありがとうございます。

一昨年６月１日に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が完全施行され、今後、事業認定した事業について、収用委員会に代わり県知事が裁定することや、地域福利増進事業の活用等が見込まれているところ、地域のコンサルタントの果たす役割は大きなものとなると思われます。貴協会におかれましては引き続きご協力をお願いします。

（２）補償コンサルタント業務における補償コンサルタントＣＰＤの活用

ＣＰＤ制度については、国土交通省全体で推進している政策である技能人材の確保・育成に寄与するものと認識しております。

ご要望の主旨につきましては、貴協会の運用状況や他業種のＣＰＤ制度との連携状況をふまえ、本省公共用地室及び他整備局とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。



人 生 迷 路

株式会社開発コンサルタント
代表取締役　上田　順孝

今、７０年近くの人生を振り返ってみる？？

私は、鳥取県八頭町の小さな田舎町に生まれ、２０年近くそこで過ごしました。幼少期の頃より、将来は機械に携わる仕事をしてみたいと思っていました。（今に思うと子供の頃の小さな夢だったのでしょう）

その小さな夢を現実化するために、近畿の専門学校に行くのだと勝手な思いで準備を進めたところまでは良かったのですが、両親にそのことを話したところ一切聞き入れてもらえずの猛反対でした。

両親の気持ちも理解できました。

我が家には、学費を出すほどの余裕が無かったのと私が長男であったため地元の農協にでも就職し、我が家を守れというような気持ちだったのだと思います。（今よく考えてみると・・・）両親の思いは、ある程度理解できたのと学費（お金）が無ければ全く前には進めないという思いで、１年間自分で学費を稼ぐため地元の小さな電器店でバイトを始めました。

最初の仕事は、テレビアンテナの取り付けや、ラジオ、テレビ等の修理が多く、たまに地元の小さな工場の配線修理など忙しく働かせて頂きました。思えばあっという間の１年だったような気がしています。

そこからまた両親にいろいろと口実をつけ、何とか説得し、１年間（卒業）したら地元に帰るという条件で納得してもらい、近畿へと向かいました。

近畿での１年間も学校、バイトとバタバタの１年を過ごし、無事に終了しました。後は、両親との約束どおり鳥取へと帰って来ました。

就職活動の末、鳥取市の東洋工業鳥取工場（現・鳥取マツダ）に就職しました。その後は、充実した生活をしていたかに周りには見えていたと思います。しかしそう簡単にはいくはずがありません。仕事場での諸先輩方のいじめ（当時はどこの職場でも同じような環境だったのでは？）私は勝ち気な方だったので、あまりいじめにあった方ではありませんでしたが、よく先輩と喧嘩をして、上司から叱られました。

入社２年後ぐらいに、お客様から修理で預かった自動車で事故を起こして１ヶ月程度入院しました。退院後お客様の車の補償、会社への始末書提出等、色々なことが重なり結果的に退職（クビ）しました。

それから２，３カ月後だったと思います。知り合いから測量設計会社（西日本測量設計：現・(株)ウエスコ）で働いてみないかと誘われ、何もしていなかったので誘われるままに面接を受け入社しました。それから変わりましたね。こんな仕事があったのかと正直感じました。

今は誘ってくれた知り合いの方に感謝しています。（その方は、大阪市生駒市で今でも現役で頑張

っておられます）

その後、私が２７歳の時に上司から現在の（株）開発コンサルタントへ行き頑張ってみないかと声を掛けて頂き、言われるままに致しました。それが好機だったのではないでしょうか？？正直に好機だったのだと思います。２年後、代表取締役に就任し現在に至っています。代表者になって３９年になります。

【平成９年：鳥取県測量設計業協会２０周年記念の写真】



（右から２人目が、４６歳頃の筆者）

皆様、人生って迷路だと思いませんか？？（私だけの感覚かもしれませんね）今は１日の時間を大切にし、価値ある人生にしたいと考えています。

以上のような事が私の人生迷路です。ありがとうございました。

今の私の楽しみは、月１度ぐらいのゴルフです。

皆様、鳥取に来られることがあれば、是非一緒にプレー致しましょう。



雑 感（時代の流れ）

株式会社 なんば技研
代表取締役　難波　龍也

＜ 効率化の弊害（？）＞

私の自宅は、倉敷市玉島八島という桃の産地にあり、我が家は、桃畑に囲まれています。

右の写真は、桃の開花時期のものですが、ここで取り上げるほどキレイな風景とはなっていません。



しかし、少なくとも３０年前は、辺り一面がピンクのカーペットのようになっていた記憶があり、当時の風景を紹介できないのが残念です。

何故そのようなことになったか？は、農家の省力化・効率化のために、以前は実がなってから、適宜（複数回）摘果していたが、今は摘花しているのだそうです。

農家の作業効率を高めるため・・・ではあるのですが、その結果、何か味気ないことになっています。（第三者の無責任な感想ですが）

こういった現象＝省力化・効率化の結果、弊害とまではいかないまでも、以前の状態へのノスタルジーを感じることが、かなりあるのではないでしょうか？

ちょっと話が飛躍しすぎかも？な話ですが・・・

コロナ前は、仕事に関係ない・・・とかで、若い社員が社内の飲み会への参加率が非常に低く、上司・先輩が飲みに誘うと「それは業務命令ですか？」とか言いだす輩もいたとかいないとか・・・

しかし、コロナ禍において、在宅ワークが進み、社内の人的交流が激減したところ、会社・組織での所属感を確認したいためなのか、今では、若い社員ほど、社内の交流行事・人との直接的なコンタクトを求めているという逆転現象が起きていると聞きます。

思えば・・・２０・３０年前は、当たり前のように行われた社内旅行を現在も実施している会社は、どれくらいなのでしょうか？

絶滅危惧種（？）の社内旅行ですが、我が社は、コロナ禍でこの３年間やむを得ず中止していますが、未だに実施しており、今後も継続予定です。

＜ 日本凋落？ ＞

平成元年（１９８９年）の「時価総額ランキング」をみると、ＮＴＴがトップでＴＯＰ１０

に日本企業が８社、ＴＯＰ２０に１４社と当時の日本企業の存在感は、圧倒的ものがありました。

今（２０２２年）では、あのトヨタですら、やっと３１位と日本企業で唯一のＴＯＰ５０となっています。

時価総額＝企業の力とは１００％言い切れない部分はありますが、世界における日本・日本企業のプレゼンスが激減していることは明らかだと思います。

これまで、世界標準（グローバルスタンダード）や欧米式に・・・など、社会的に効率化＝欧米化を進めた結果、日本社会・日本企業の良さが消えてしまい、彼らの土俵で勝負した結果、欧米企業・組織に日本が対抗できなくなったのではないか？との陰謀のようなものを感じてなりません。

日本は日本の良さを活かして、古来の伝統・文化はもっと見直されるべき・・・言うは易く行うは難し、企業経営者としては、上記の現象を参考に大企業の物真似ではなく、中小の良さ、中小ならではの組織・経営のあり方みたいなものがあるのではないか？

それを確立するしか生き残る術がないと思うこの頃です。

努力を惜しまず人と和し
調和ある生活環境を設計する
建設コンサルタント
株式会社
なんば技研
代表取締役　難波　龍也
補償コンサルタント業　登録部門
土地調査／物件／事業損失／営業補償・特殊補償／補償関連
本社　〒710-0251　岡山県倉敷市玉島長尾 214 番地の 1
TEL:086-526-8382　FAX:086-525-5683　URL: https://nanba.co.jp/
岡山支社・津山支社・奈良支社・井原営業所



補償業務管理士受験体験談

ダイホーコンサルタント株式会社

江　澤　　美　佳

・受験の動機

受験したきっかけは上司からの勧めでした。担当する多様な業務に活かせるように、また自分自身のスキルアップのために受験を決めました。

私は測量士の資格を取得しているので、コースⅡで土地調査部門を受験しました。

・受験への取り組み

受験の申し込みをしてすぐに、どのような勉強をすればよいのかがわかるように過去問が掲載されている問題集を購入し、共通科目研修受講までにひと通り目を通しました。

筆記試験の勉強方法としては、研修での記憶が鮮明なうちに科目ごとの重要だと思うポイントを整理し、問題集と過去問を解きました。過去問は５年ほど準備し、はじめは問題を科目ごとに分けて解き、問題の内容を理解することに重点を置きました。試験４ヶ月前からは年度ごとに解くとともに解説の内容を理解し、最終的には全問正解できるよう何度も繰り返しました。

私は経験上、長い期間毎日コツコツ勉強するということが続かないので、最初はほんとにゆるく、やる気が出たときや空いた時間に問題集と過去問を見ることから始めて、少しずつ勉強モードに変えていきました。試験前の２ヶ月は、なるべく毎日最低30分勉強することを目標にし、できない日ややる気が出ない日は余り無理をせずに好きなことをして、できる日に長くするようにしてバランスを取りながら勉強しました。

口述試験の勉強方法としては、インターネットに掲載されている体験リポートなどを参考に、質問に対して簡潔に答えられるように書き出し、声に出して練習を行いました。

・試験について

筆記試験は、予想より難しく最初から順調に解答できなくて時間が足りるか不安になりましたが、わかる問題から解き、時間内に何度か見直しできたので良かったです。

口述試験では、欠席者がいたために試験時間が早まるハプニングや、想定外の質問に少し焦りましたが、落ち着いて答えることを意識しました。

・おわりに

初めて問題集を見たときは、内容も意味もわからないことばかりでしたが、どんな用語があるのか、どんな内容の問題が出るのかを知ることができ、その後の研修ではそのわからなかった用語や内容を少し理解することができました。また、出題ポイントとしてもチェックできたので、研修前に問題集をひと通り見ておいてとても良かったと思っています。



補償業務管理士受験体験談

西谷技術コンサルタント株式会社

松　浦　　祐　紀

・受験の動機

補償業務管理士の資格が用地調査業務における技術者要件であるため、業務の受注機会の拡大と自分自身のスキルアップを目的に受講・受験を決めました。

・受験への取り組み

他部門の補償業務管理士の資格を取得していたため「補償関連部門」を「コースⅢ」で向かい、２回目の受験で合格することが出来ました。

１回目の受験では「普段携わっている業務の内容なので、ある程度理解できているのでは」との思いもあり、過去の試験問題を数回解く程度で筆記試験に向かいましたが、結果は当然不合格。２回目の受験では思い上がりを捨て、過去問を解く際には解説に示された出題元の文章まで確認するようにし、特に１回目の試験で不正解であった設問については参考文献等から補償の目的・考え方を理解するよう努め、過去に出題されていない設問にも対応できるように対策しました。

・筆記試験について

分かる問題から解き進め、残った時間で分からない問題の検討と見直しをしました。どうしても分からない問題については、明らかに不適切な選択肢を除外し、残った選択肢の中から一番妥当と思う選択肢を回答していきました。

・口述試験について

経歴書に記載した業務の内容を確認し、概要の説明ができるように整理を行い試験に向かいました。また、有志により WEB 上にまとめられた体験談を基に想定問答を準備しました。

・終わりに

前年度の試験が新型コロナウイルスの影響により日程が半年ずれ込んだこともあり、今年は試験が実施されるかどうかの不安もありましたが、１回目の不合格から１年計画で勉強を進め“適度に”受験のあれこれを頭から離して気持ちを切り替えることでモチベーションを保ち、なんとか今回の合格に繋げることが出来ました。

取得した資格を活かし、今後も日々の積み重ねを大切にしていきながら業務に取り組んでいきたいと思います。

❖❖❖

❖❖❖

❖❖❖

支　部　だ　よ　り

◇　役員会等の開催状況

（1）　補償業務委員会

第１回　令和３年１０月２１日(木)
議　題　（１）移転工法認定の手引き作成について
　　（２）補償業務に関連する問題について
　　（３）その他

（2）　役員会の開催状況

第１回　令和３年４月１２日(月)
議　題　（１）令和２年度決算及び監査報告並びに事業計画の承認について
　　（２）第４４回通常総会の開催について
　　（３）本部会議等報告について
　　（４）その他

第２回　令和３年５月１８日(火)
議　題　（１）第４４回通常総会の運営等について
　　（２）本部委員会等報告について
　　（３）その他

第３回　令和３年７月２１日(水)
議　題　（１）入会申請について
　　（２）本部委員会等報告について
　　（３）要望会等実施計画について
　　（４）行事確認・その他

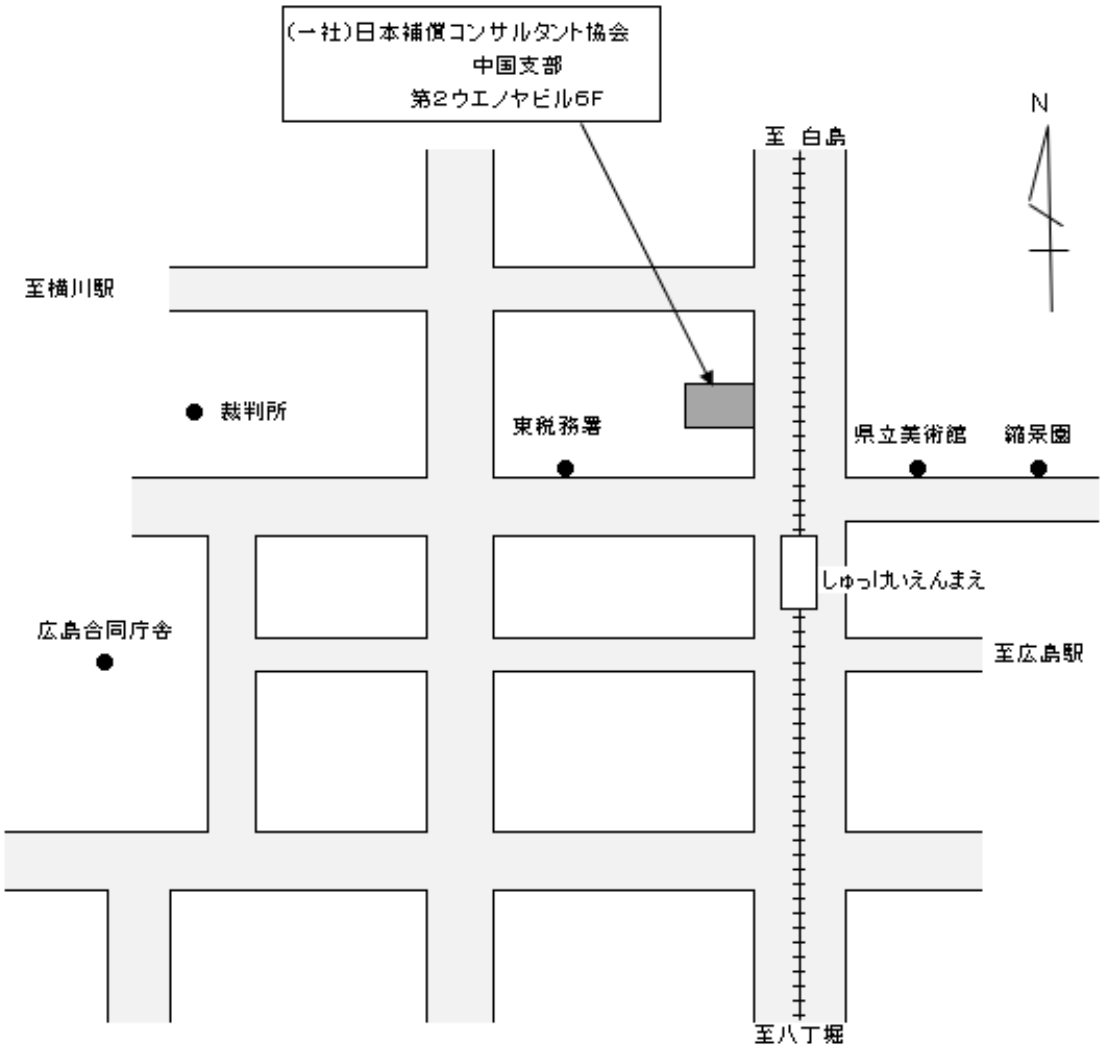
第４回　令和３年１１月１６日(火)
議　題　（１）入会の報告等について
　　（２）本部会議等報告について
　　（３）要望会等実施計画について
　　（４）行事確認・その他

第５回　令和４年３月１６日(水)
議　題　（１）令和３年度（仮）決算報告（案）および事業報告（案）について
　　（２）令和４年度予算(案)および事業計画(案)について
　　（３）本部会議等報告について
　　（４）行事確認・その他

◇支部報への原稿募集

・募集要領

原　　稿・・・ワード、JPG 等の電子データ
〆　　切・・・随時
テ　ー　マ・・・自由
（補償事例紹介、論評、コラム、趣味、写真、地元紹介等）
ＣＰＤポイント・・・補償コンサルタント業務に関する原稿は、Ａ４／１頁につき１Ｐを付与。
その他は１件につき１Ｐ付与。
原　稿　料・・・掲載された方には薄謝進呈
送　付　先・・・〒730-0012
広島市中区上八丁堀３番６号　第２ウエノヤビル６階
（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部
企画・広報委員会あて
中国支部メールアドレス chugoku@jcca-net.or.jp



中国支部報／第４１号　　発行／２０２２年６月

一般社団法人　**日本補償コンサルタント協会中国支部**

〒730-0012　広島市中区上八丁堀３番６号　第２ウエノヤビル６F
TEL(082)224-5970　　FAX(082)224-5971
ホームページアドレス　　http://chugoku.jcca-net.or.jp
中国支部メールアドレス　chugoku@jcca-net.or.jp